

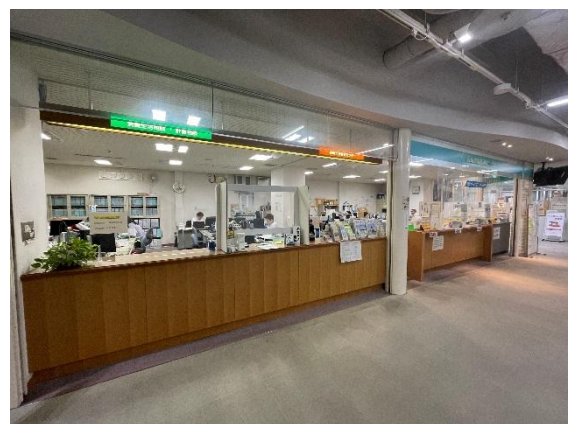
事業概要

令和 8 年 9 月

長崎市消費者センター

目次

I	消費者センターの概要	P
1	施設概要	— 1
2	組織及び事務分掌	— 2
3	主な事業内容と予算	— 3
4	沿革	— 4
II	消費者行政	
1	消費生活相談	
(1)	消費生活相談の概況	— 6
(2)	主な相談事例	— 8
2	消費者啓発・教育	
(1)	消費生活出前講座	— 11
(2)	教材提供	— 11
(3)	暮らしの講座	— 12
(4)	情報発信	— 13
(5)	消費者団体への支援と連携	— 14
3	立入検査	
(1)	家庭用品品質表示法	— 15
(2)	消費生活用製品安全法	— 15
4	協議会等	
(1)	消費者安全確保地域協議会	— 17
(2)	多重債務対策	— 18
III	計量行政	
1	業務概要	— 19
2	特定計量器定期検査手数料等	— 28
3	計量関係事業者数	— 29
4	計量検査設備	— 30
IV	市民サービスコーナー	
1	業務内容	— 31
2	交付できる証明書等	— 31
3	各種証明書月別交付件数	— 31
4	概況	— 32
V	パスポート窓口	
1	業務内容	— 34
2	月別取扱件数	— 35
3	概況	— 36
VI	資料編（根拠法令）	— 37



I 消費者センターの概要

1 施設概要

名 称 長崎市消費者センター

開設年月日 平成10年9月19日

所在地 メルカつままち4階（長崎市築町3番18号）

業務内容及び開館時間

(1)消費者行政	① 消費生活に関する相談及び苦情処理 ② 消費者啓発及び消費者教育 ③ 消費者団体の活動支援 など
(2)計量行政	計量器の定期検査及び立入検査 など
開業日時	火曜日～金曜日 10時～19時 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時 (消費生活相談は火曜日～日曜日 10時～17時) 休業日 月曜日 (ただし月曜日が祝日の場合は、翌平日が休業)
(3)市民サービスコーナー	① 住民票の写し・戸籍等の証明書の交付 ② パスポートの申請受付・交付事務 など
開業日時	住民票の写し・戸籍等の証明書の交付 月曜日 9時～17時 火曜日～金曜日 9時～19時 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時 パスポート窓口 月曜日～金曜日 9時～17時 (申請・交付) 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時 (交付のみ)
(4)くらしの情報ルーム	長崎市や消費生活等に関する情報の掲示 など
開業日時	火曜日～金曜日 10時～19時 土曜日・日曜日・祝日 10時～18時 休業日 月曜日 (ただし月曜日が祝日の場合は、翌平日が休業)

※年末年始（12月29日～1月3日）は、全業務休業

2 組織及び事務分掌

(1) 組織

市民生活部（部長 1）

|

消費者センター（所長 1、係長 2、職員 11、会計年度任用職員 13）

(2) 事務分掌

令和 8 年 4 月 1 日現在

所長 1 人 係長 2 人	消費者行政担当 1 消費生活に関する相談及び苦情処理に関する事 2 消費者啓発及び消費者教育に関する事 3 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する事 4 金融広報生活設計の奨励に関する事 5 消費者苦情処理委員会に関する事 6 消費者団体その他関係団体との連絡調整に関する事 7 経理（歳入・歳出）及び経理の統括に関する事 8 庶務に関する事	職員 4 人 会計年度任用職員 6 人 （6 人の内訳） 消費生活相談員 5 人 事務補助職員 1 人
	計量行政担当 1 特定計量器定期検査及び立入検査に関する事 2 計量についての普及・啓発に関する事 3 経理（歳入）に関する事 4 消費生活用製品安全法による消費生活用製品の販売事業者の立入検査等に関する事 5 家庭用品品質表示法による家庭用品の販売事業者の立入検査等に関する事	職員 3 人
	市民サービスコーナー・パスポート担当 1 戸籍の証明に関する事 2 住民基本台帳に係る諸証明に関する事 3 印鑑登録の証明に関する事 4 所得・課税証明書の交付に関する事 5 資産税関係の証明書の交付に関する事 6 身元証明その他の諸証明に関する事 7 各種証明書交付の統計に関する事 8 旅券に関する事 9 経理（歳入）に関する事	職員 4 人 会計年度任用職員 7 人 （7 人の内訳） 市民サービスコーナー 4 人 パスポート担当 3 人
職員計 27 人		

3 主な事業内容と予算

単位：円

区 分	決 算 額				当初予算額
	4	5	6	7 (見込)	8
合 計	95,820,300	196,984,212	164,451,891	110,217,036	146,398,000
一般会計 7 款 1 項 1 目 商工総務費	36,166,974	40,544,575	39,118,058	43,904,631	45,914,000
消費生活相談費	17,695,318	19,923,494	20,138,777	27,518,826	29,506,000
消費者啓発推進費	465,320	228,171	909,980	179,788	558,000
消費生活相談員等 レベルアップ事業費	292,840	973,462	1,348,993	745,770	607,000
消費者教育・啓発 活性化事業費	759,000	-	-	-	-
消費生活相談体制 整備事業費	2,137,252	2,371,531	-	-	-
若年者消費者教育 強化事業費	3,452,580	5,323,638	2,197,463	2,574,714	2,666,000
消費者センター運営費	10,231,564	10,363,438	12,336,000	11,604,521	10,665,000
【単独】消費者センター施 設整備事業費	-	-	-	-	800,000
計量行政費	1,133,100	1,360,841	1,002,459	1,281,012	1,112,000
一般会計 2 款 1 項 1 目 一般管理費 (パスポート窓口費)	51,303,416	146,958,206	113,371,530	53,586,530	87,218,000
収入印紙及び県証紙 売りさばき費	46,182,400	141,450,820	-	-	-
収入印紙売りさばき費	-	-	103,108,200	42,982,700	75,273,000
管理運営費	5,121,016	5,507,386	10,263,330	10,603,830	11,945,000
一般会計 2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費	8,349,910	9,481,431	125,333,833	12,725,875	13,266,000
市民サービスコーナー 運営費	8,349,910	9,481,431	125,333,833	12,725,875	13,266,000

4 沿革

年	消 費 者 行 政	計 量 行 政
大正 12 年		専任の計量職員を配置
昭和 26 年		(旧)計量法公布（翌年施行）
昭和 28 年 4 月		特定市に指定 長崎市計量検査所を設置
昭和 29 年 4 月		商工課計量係を設置
昭和 33 年		庁舎火災により計量検査所を築町に移転
昭和 34 年		本庁舎落成により本庁地下 2 階に計量検査所を再移転
昭和 42 年		(旧)計量法改正
昭和 43 年 5 月	国が「消費者保護基本法」を制定	
昭和 43 年 9 月	商工課内に消費経済係を新設	
昭和 47 年 4 月	消費経済係から、消費生活係に改称	
昭和 49 年	消費生活係に消費生活相談員 1 人を配置	
平成 3 年 8 月	機構改革により、市民生活課内に消費生活係を設置 消費生活相談業務を商工部から移管	機構改革により、商工課総務計量係に改称 計量係を統合
平成 5 年 4 月	消費生活相談員を 2 人に増員	
平成 5 年 10 月	市民生活課内に消費生活相談コーナーを設置	
平成 5 年 11 月		(新)計量法施行 特定計量器定期検査の周期が、1 年から 2 年になったため、市域を 2 分割して区域ごとに 毎年度交互に検査を実施することに変更
平成 9 年 4 月	中核市への移行 機構改革により、自治振興課に改称	
平成 10 年 9 月	消費者センターの開設 消費生活相談業務、計量業務がセンターに移管 各種証明書等の発行業務ができる市民サービスコーナーを併設 消費生活相談員を 3 人に増員	
平成 12 年 5 月	消費生活相談員を 4 人に増員	地方分権一括法に基づく計量法改正により、 計量行政事務のほとんどが機関委任事務から 自治事務へ移行
平成 16 年 5 月	消費生活相談員を 5 人に増員	
平成 16 年 6 月	「消費者保護基本法」が改正・改称され、「消費者基本法」施行	
平成 18 年 10 月	「長崎市消費生活条例」を全面施行（同条例 22～30 条は 7/1 に施行）	
平成 21 年 6 月	消費者庁関連 3 法「消費者庁及び消費者委員会設置法」、「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「消費者安全法」公布	
平成 21 年 7 月	消費者センターにパスポート窓口を開設（長崎県からの権限移譲）	

年	消 費 者 行 政	計 量 行 政
平成 21 年 9 月	消費者庁及び消費者委員会発足 消費者センターを消費者安全法に基づく消費生活相談を行う機関として公示	
平成 28 年 4 月	改正消費者安全法の施行に伴い、長崎市消費生活条例に消費者センターの設置を規定	
令和 5 年 1 月	新庁舎完成に伴い、長崎市計量検査所を新庁舎内に移転	

II 消費者行政

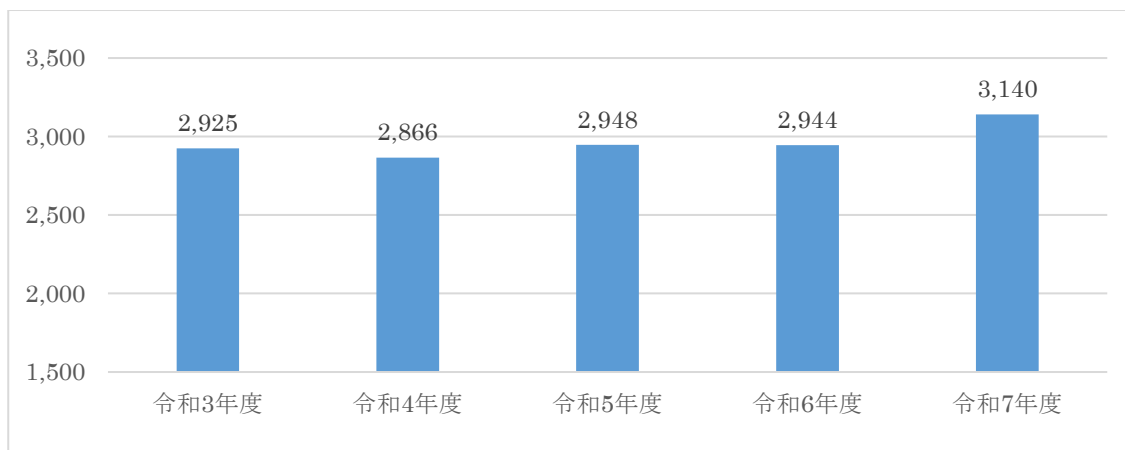
1 消費生活相談

(1) 消費生活相談の概況

ア 相談件数

令和7年度に長崎市消費者センターに寄せられた消費生活相談の総件数は、3,140件である。相談は、電話又は来所の方法で対応するが、うち2,498件（79.6%）が電話によるものである。

なお、令和6年度の総件数2,944件に比べ196件(6.7%)増加した。



イ 契約者の男女別件数

性別	男	女	団体	不明	合計
相談件数	1,305	1,653	74	108	3,140
割合	41.6%	52.6%	2.4%	3.4%	100%

ウ 相談あっせん件数

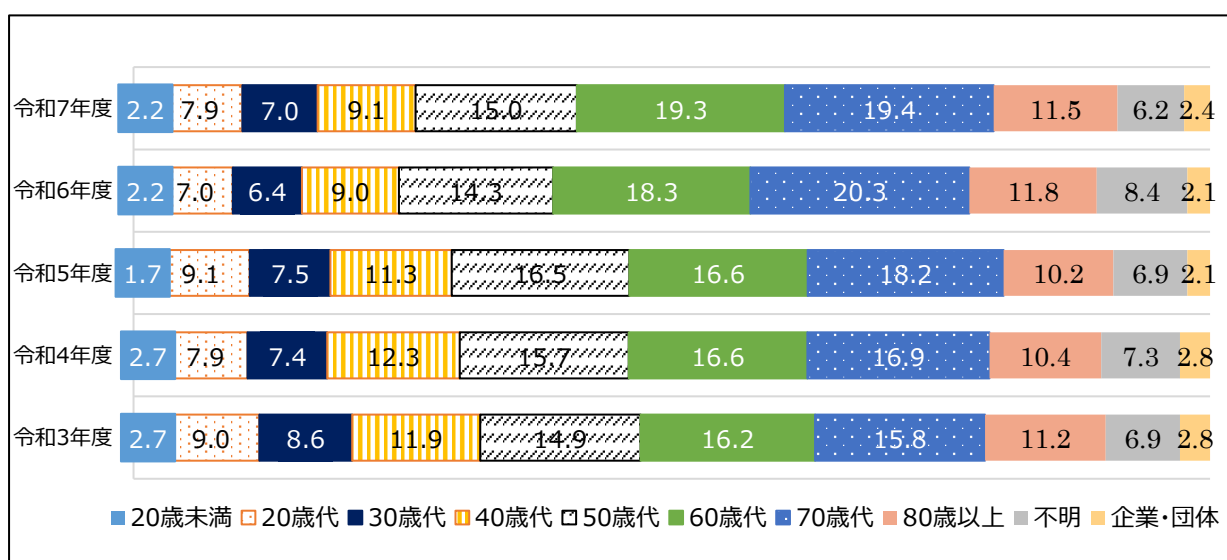
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数（長崎市）	2,925	2,866	2,948	2,944	3,140
うちあっせん件数	276	293	333	380	431
あっせんの割合	9.4%	10.2%	11.3%	12.9%	13.7%
相談件数（全国）	950,581	1,007,784	1,005,836	1,025,965	未集計
うちあっせん件数	85,386	101,352	99,225	103,453	
あっせんの割合	9.0%	10.1%	9.9%	10.1%	

※あっせん：単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立って、解決策を提示することなどにより、解決することを指す。

Ⅰ 契約者の年代別相談件数

令和 7 年度の契約当事者を年代別に見ると、令和 6 年度と比較して 70 歳以上の相談割合は減少し、20 歳代及び 30 歳代の相談割合は増加している。

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
20 歳未満	79	2.7	77	2.7	50	1.7	65	2.2	70	2.2
20 歳代	262	9.0	226	7.9	269	9.1	207	7.0	247	7.9
30 歳代	253	8.6	212	7.4	221	7.5	188	6.4	219	7.0
40 歳代	349	11.9	352	12.3	332	11.3	265	9.0	287	9.1
50 歳代	435	14.9	451	15.7	485	16.5	422	14.3	472	15.0
60 歳代	474	16.2	476	16.6	489	16.6	540	18.3	605	19.3
70 歳代	462	15.8	484	16.9	536	18.2	599	20.3	609	19.4
80 歳以上	329	11.2	299	10.4	300	10.2	348	11.8	361	11.5
不明	201	6.9	208	7.3	203	6.9	247	8.4	196	6.2
企業・団体	81	2.8	81	2.8	63	2.1	63	2.1	74	2.4
合計	2,925		2,866		2,948		2,944		3,140	



(2) 主な相談事例

商品・役務分類別相談件数をみると、令和 7 年度も「商品一般」が 1 位で、覚えのない未納料金を請求する不審な電話に関する相談や身に覚えのない荷物が届いたといった相談がある。2 位の「化粧品」、3 位の「健康食品」では、SNS やインターネット上の広告をきっかけとしたインターネット通販での定期購入契約に関する相談が多い。4 位のインターネット接続回線は、増加傾向にあり、「電話勧誘で光回線の利用料金が安くなる」と言われ契約したものの、解約したい」といった内容の相談が多く見受けられる。5 位の賃貸アパート・マンションは、主に退去時の原状回復トラブルや管理会社のサポートへの不満に関する相談である。

ア 商品・役務分類別相談件数ランキング

単位：件

順位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1 位	商品一般 239	商品一般 259	商品一般 253	商品一般 310	商品一般 257
2 位	化粧品 140	化粧品 225	化粧品 212	化粧品 243	化粧品 250
3 位	移動通信サービス 118	移動通信サービス 95	賃貸アパート・マンション 100	賃貸アパート・マンション 127	健康食品 128
4 位	フリーローン・サラ金 116	フリーローン・サラ金 賃貸アパート・マンション 94	移動通信サービス 97	健康食品 123	移動通信サービス 120
5 位	健康食品 99		フリーローン・サラ金 健康食品 94	移動通信サービス 99	賃貸アパート・マンション 114
6 位	賃貸アパート・マンション 89	健康食品 88		フリーローン・サラ金 90	インターネット接続回線 85
7 位	アダルト情報 75	他の役務サービス 出会い系サイトアプリ 56	他の役務サービス 67	他の電報・固定電話 サービス 72	紳士・婦人洋服 76
8 位	出会い系サイト・アプリ 68		紳士・婦人洋服 65	インターネット接続回線 63	その他金融関連サービス 74
9 位	他の役務サービス 58	その他金融関連サービス 49	その他金融関連サービス 57	紳士・婦人洋服 60	他の電報・固定電話 サービス 72
10 位	修理サービス 52	インターネット接続回線 47	エステティックサービス 56	他の役務サービス 56	他の役務サービス 68

※「商品一般」…商品に関する相談のうち、商品の特定ができないまたは商品を特定する必要のない相談。

身に覚えがなく債権の内容が不明な請求に関する相談を含む。

「他の役務サービス」…役務に関する相談のうち、役務の特定ができないまたは役務を特定する必要のない相談。

副業サポートやビジネスコンサルティング等のサービスを含む。

イ 契約者の年代別の商品・役務分類別相談件数ランキング

単位：件

	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1 位	インターネットゲーム	エステティックサービス	賃貸アパート・マンション	賃貸アパート・マンション	化粧品	化粧品	化粧品	他の電報・固定電話サービス
	13	36	27	20	49	79	66	30
2 位	化粧品	賃貸アパート・マンション	商品一般	移动通信サービス	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般
	9	18	14	17	25	50	50	29
3 位	エステティックサービス 健康食品 電気	内職・副業 その他	エステティックサービス フリーローン・サラ金 化粧品 紳士・婦人洋服	化粧品 商品一般 紳士・婦人洋服	健康食品	健康食品	移动通信サービス	移动通信サービス
	5	13	9	14	23	29	30	22
4 位		商品一般			紳士・婦人洋服	紳士・婦人洋服	健康食品	その他金融関連サービス
		9			20	22	29	21
5 位		インターネット接続回線			移动通信サービス	インターネット接続回線	他の電報・固定電話サービス	健康食品
		8			17	17	26	18

ウ 販売方法・手口等ランキング

順位	販売方法（主な商品・役務）	件数
1	インターネット通販(化粧品、健康食品、紳士・婦人洋服)	1,019
2	定期購入(化粧品、健康食品、医薬品)	349
3	電話勧誘(インターネット通信サービス、商品一般、魚介類)	306
3	詐欺(商品一般、相談・その他、ファンド型投資商品)	306
5	説明不足(レンタル・リース・賃借、インターネット通信サービス、医療)	250
6	強引(魚介類、レンタル・リース・賃借、商品一般)	182
7	代引配達(紳士・婦人洋服、空調・冷暖房機器、魚介類)	147
8	身分詐称(電報・固定電話、商品一般、移动通信サービス)	141
9	家庭訪問(工事・建築・加工、電気、書籍・印刷物)	140
9	虚偽説明(電報・固定電話、インターネット通信サービス、移动通信サービス)	140

1 件の相談に複数の販売方法・手口が含まれる場合は、各々に対し 1 件ずつカウントしている。

エ 特殊販売

「特殊販売」とは特定商取引法上の取引類型に該当する販売形態である。

通信販売が過半数を大多数であるが、これは、インターネット取引などの消費行動が拡大していることに加え、「健康食品」や「化粧品」の定期購入に関する相談の増加が要因の一つと考えられる。

	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい	電話勧誘	ネガティブ オプション ※	訪問購 入	その他 無店舗	計
件数	151	1,205	18	214	6	44	6	1,644
構成比	9.2%	73.3%	1.1%	13.0%	0.4%	2.7%	0.4%	100%

※ネガティブオプション：送り付け商法のこと。

オ 危害・危険に関する相談

(ア) 危害に関する相談

「危害」とは、商品・サービスに関連して身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたものである。

令和7年度の相談件数は39件と、令和6年度の49件と比較すると10件減少した。

【危害に関する相談件数 商品・役務分類別ランキング】

順位	件数	商品・役務名	主な内容等
1	10	健康食品	便秘・下痢、皮膚障害、吐き気、腹痛
2	9	化粧品	皮膚障害
3	3	医療サービス	皮膚障害、アレルギー、施術不良
3	3	歯科治療	施術不良、刺し傷・切り傷、歯の損傷
その他	14		
合計	39		

(イ) 危険に関する相談

「危険」とは、危害を受けたわけではないが、そのおそれがあるものである。

令和7年度の相談件数は13件と、令和6年度の6件と比較すると7件増加した。

【危険に関する相談内容】

順位	件数	商品・役務名	主な内容等
1	3	四輪自動車	制動不良、故障頻発、液漏れ
その他	10		
合計	13		

2 消費者啓発・教育

(1) 消費生活出前講座

消費者生活知識の普及や消費者被害の防止、さらには消費者市民社会の実現に向けた市民意識の醸成のため、消費者センターの職員が自治会や学校など地域に出向いて、次のような講座を実施している。

ア 消費者被害の防止に向けた講座

長崎市内で発生した消費者被害の事例や対処法、契約の基礎知識などについて、寸劇やDVD上映、クイズなども取り入れ分かりやすく紹介する。

内容については、高齢者や学生など対象者の属性に応じ、様々なパターンを準備、実施している。

イ 消費者市民社会実現に向けた講座

格安商品の背景やレジ袋など身近な事例をもとに日々の消費行動が社会や環境に及ぼす影響を考え、エシカル消費など持続可能な社会実現に向けた消費行動の動機を呼び起こす。

これらの他にも、見守り支援者向けや学校向けのアクティブラーニングを取り入れた内容など、依頼に応じ柔軟に対応している。

【対象】自治会、老人会、高齢者サロン、福祉関係団体、学校、PTA、企業等

【令和7年度実績】

対象		回数	人数
若年者		16回	1,034人
(内訳)	大学・専門学校生	5回	532人
	高校生	8回	441人
	中学生	3回	61人
高齢者		56回	1,040人
一般		7回	174人
合計		79回	2,248人

【過去5年間の推移】

年度	3	4	5	6	7
回数	33	68	48	51	79
人数	1,969	2,914	2,693	2,020	2,248

(2) 教材提供

ア パンフレット等の送付。

学校からの希望により消費者庁が作成したパンフレットや、長崎市消費者センターのリーフレットを配布している。7年度は45校の中学2年生を対象に啓発パンフレット「消費者センスを身につけよう」を送付。

イ 高校生制作の中学生向け消費者啓発CD

長崎南山高等学校と純心女子高等学校との協働により、中学生向け消費啓発CDの制作を実施。令和3年度から始まり、令和8年度で6回目となる。

制作したCDは長崎市内の中学校に配布している
(令和8年度：49校)。



ウ 17 歳市民向け消費啓発媒体配布

令和 4 年 4 月施行の民法改正による成年年齢の引き下げを受け、成年直前の 17 歳の市民とその世帯に向け、消費者トラブル対策本「くらしの豆知識」を配布。同時に消費生活に関するアンケートを実施し、若年者の意識の実態把握を行った。令和 7 年度の対象者は 3,445 人。

(3) 暮らしの講座

自立した消費者の支援育成を目的として、消費生活に役立つ知識の情報提供や、消費者問題を知らせるために暮らしの講座を実施している。

ア 消費者センター主催 暮らしの講座 夏休み子ども消費者教室（全 3 回）

・電気をつくってみよう！

日 時 7 月 31 日（木） 14:00～16:00
会 場 メルカつきまち 5 階ホール（長崎市築町 3-18）
講 師 九電産業(株)
参加者数 こども 9 人、大人 7 人（7 組）

・棒はかりをつくってみよう

日 時 8 月 16 日（土） 14:00～16:00
会 場 メルカつきまち 5 階ホール（長崎市築町 3-18）
講 師 長崎市消費者センター（計量班）
参加者数 こども 10 人、大人 8 人（8 組）

・SDGs★IH クッキング

日 時 8 月 23 日（土） 10:00～13:00
会 場 長崎電気ビル
講 師 九電ネクスト(株)
参加者数 こども 5 人、大人 5 人（5 組）



イ 長崎市、(公社)長崎県宅地建物取引業協会共催市民講座

・貸貸トラブル防止セミナー

日 時 11 月 29 日（土） 14:00～15:30
会 場 メルカつきまち 5 階ホール（長崎市築町 3-18）
講 師 並木不動産取引研究所 代表 並木英司 氏
参加者数 24 人



(4) 情報発信

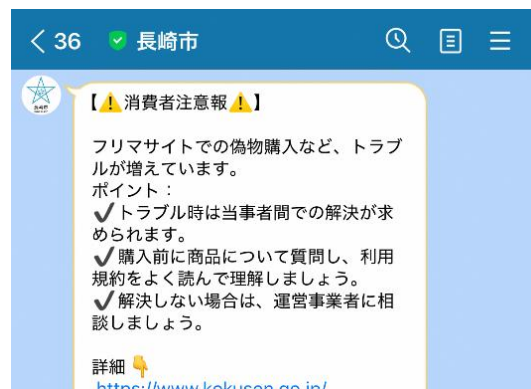
消費者被害の未然防止、暮らしに役立つ情報の提供のため、各種ツールを利用した情報発信を行う。

項目	R7 発信回数	内容
ホームページ	24 回	お知らせ・新着情報の更新
消費者を守る ネット通信	39 回	民生委員や福祉関係団体、包括支援センター等に対し、悪質商法等の早期被害発見や警戒を喚起する情報「長崎市消費者を守るネット通信」を配信し、高齢者、障害者および若年者の消費者被害防止に努めている。 開始年月日 平成 19 年 8 月 31 日 配信先・登録者 186 団体（令和 8 年 4 月 1 日現在）
LINE	39 回	消費者センター主催の講座や国民生活センターからの「見守り新鮮情報」などを発信している。
病院等への 掲示板の設置	13 回	病院等の多くの市民が利用する施設に、掲示板及びクリアファイルを設置し、注意喚起情報や長崎市消費者を守るネット通信等を掲示している。 掲示先 20 件（令和 8 年 4 月 1 日現在）

▼ホームページ



▼LINE



▼消費者を守るネット通信

長崎市消費者を守るネット通信 号外R7-9 (国民生活センターからの注意喚起)

見守り新鮮情報

配線器具 その使い方、間違っていないですか？ 正しく使って安全に

配線器具（延長コード、テーブルタップなど）が定める定格消費電力を超えて使っていないですか？

一つのテーブルタップで炊飯器やオーブンレンジなど消費電力の大きな複数の電気製品を同時に使用するなどしていませんか？

電源コードをむき出しにしたり、踏みつけたりしていませんか？

テーブルタップに電源プラグはしっかり差し込まれていますか？

消費電力が大きい、変色しているところはありますか？

配線器具には寿命があることを知っていますか？

ひとこと助言

●配線器具には使用可能な消費電力（定格消費電力）が定められており、それを超えて使用すると火災につながる恐れがあります。表示されている定格消費電力を超えないようにご注意ください。

●炊飯器など消費電力が大きな電気製品の中には、延長コードなどの使用を禁止している製品があります。使用する際は製品の取扱説明書が確認しましょう。

●電源コードがむき出しに露出する、踏みつけられるなど、外傷から大きなお怪我につながる恐れがあります。

●電源プラグを複数差し込んだままにすると、コンセントとの隙間にほこりや水分がたまって発火する恐れがあります。定期的に確認しましょう。

●延長コードやテーブルタップなどの配線器具には寿命があります。変色や変形がないか定期的に確認し、古くなったものを交換するようにしましょう。

長崎市消費者センター（長崎市南町3番18号メルカフさま4階）
相談専用電話 095-829-1234 または 消費ホットライン 188
時間 10時～17時（土日祝日も 月曜定休）

(5) 消費者団体への支援と連携

消費者問題の解決や地域の生活の向上のため、消費者への啓発や消費者問題に関する活動を行う団体を支援している。

ア 特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットながさき

平成 28 年に「特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットながさき」が設立され、消費者被害の防止・救済のための調整・研究、消費者に対する啓発・支援、消費者政策に関する提言など、消費者の利益援護を図るための活動を行っている。

例年、長崎市と共催で「消費者市民力アップ講座」を開催している。



イ 生活学校

身近な暮らしの中にある生活課題・地域課題の解決に向けて調査や学習などを行っている。

本市の生活学校は、昭和40年に3つの地域で開校し、現在は1校が活動している。

生活学校名	開設年度
菜の花会	H 28

3 立入検査

(1) 家庭用品品質表示法

この法律は、消費者が日常使用する家庭用品について、品質に関し表示すべき事項やその表示方法などを定めて、それらの品目の品質表示を適正でわかりやすくすることにより消費者の利益を保護することを目的としている。

品質表示が必要な家庭用品として現在 4 部門 93 品目指定されており、これらの商品を対象に立入検査を実施している。

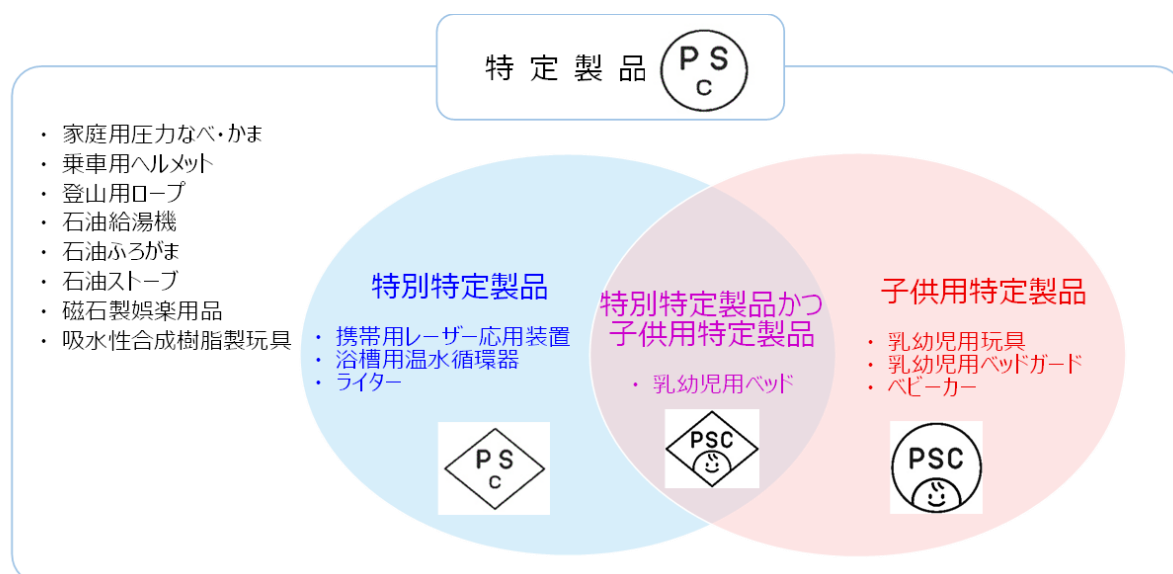
【令和 7 年度 立入検査実績】検査店舗数 4 店舗 (単位：点)

部 門	検 査 品 目	検査点数	無表示点数	不適正表示点数
織 維 製 品	糸	738	0	0
	膝掛け	17	0	0
合成樹脂加工品	湯たんぽ	33	0	0
電気機械器具	電気ポット	9	0	0
雑 貨 工 業 品	ショッピングカート	2	0	0
	靴	43	0	0
合 計		842	0	0

(2) 消費生活用製品安全法

この法律は、消費生活用製品による消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止するため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制し、また、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供などを行うことで消費者の利益を保護することを目的としている。

特定製品として 15 製品（うち子供用特定製品 4 製品）、特定保守製品として 2 製品が指定されており、これらの商品を対象に立入検査を実施している。



○ 特定製品の区分（消費生活用製品安全法施行令 第 1 条～第 3 条、別表第 1・第 2）

特 定 製 品		子 供 用 特 定 製 品
1	家庭用の圧力なべ・圧力がま	
2	乗車用ヘルメット	
3	登山用ロープ	
4	石油給湯機	
5	石油ふろがま	
6	石油ストーブ	
7	磁石製娯楽用品	
8	吸水性合成樹脂製玩具	
9	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具
10	乳幼児用ベッドガード（＊）	乳幼児用ベッドガード（＊）
11	ベビーカー（＊）	ベビーカー（＊）
12	特別 特定 製品	乳幼児用ベッド
13		携帯用レーザー応用装置
14		浴槽用温水循環器
15		ライター

（＊）令和 8 年 7 月 8 日施行

○ 特定保守製品の区分（消費生活用製品安全法施行令 第 4 条、別表第 3）

特 定 保 守 製 品	
1	石油給湯機
2	石油ふろがま

【令和 7 年度 立入検査実績】

・ 特定製品：検査店舗数 2 店舗

（単位：点）

種 別	製 品 名	検査点数	無表示点数
特 定 製 品	乗車用ヘルメット	9	0
	石油ストーブ	24	0
特 別 特 定 製 品	ライター	224	0
合 計		257	0

・ 特定保守製品：検査実績なし

4 協議会等

(1) 消費者安全確保地域協議会

消費者安全確保地域協議会は、消費者安全法第11条の3第1項に定める協議会で、高齢者や障害者その他消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「要配慮消費者」という。）の見守り活動等を行う各団体と消費者センターでネットワークをつくることにより、消費者トラブルを迅速かつ円滑に消費者センターにつなげ、被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とする。

長崎市においては、令和3年1月26日に「長崎市消費者安全確保地域協議会」としてこの協議会を設立した。高齢者や障害者の見守りを行うなど、要配慮消費者と接点のある25団体で構成している。



ア 令和7年度の活動

令和7年9月30日に総会を実施し、構成機関において高齢者や障害者の見守りの中で見聞きたことから消費者センターへの相談につながった事例の紹介を行った。

また、消費者被害の事例や消費者センターへの連絡方法等を記載した「高齢者や障害者等の見守りハンドブック」（令和6年度作成・配付）を特に現場で見守りを行う方に対して積極的に活用を図るよう働きかけた。

イ 連携状況

令和4年度 30件
令和5年度 25件
令和6年度 50件
令和7年度 44件



【高齢者や障害者等の見守りハンドブック】

(2) 多重債務対策

ア 庁内連携について

多重債務者については、債務整理方法を知り、弁護士会等の専門の相談窓口相談することができれば、一定の解決につながる可能性が高い。

このため、多重債務問題を抱える市民を早期発見し、公的相談窓口（消費者センター）へ誘導するとともに、多重債務者への支援等について、庁内関係課の協力・連携を深める必要がある。

イ 関係所属等

・庁内 24 所属

消費者センター、自治振興課、人権男女共同参画室、収納課、特別滞納整理室、援護課、福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室、地域保健課、こども政策課、幼児課、建築総務課、中央総合事務所地域福祉課、中央総合事務所生活福祉 1 課、中央総合事務所生活福祉 2 課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課、上下水道局料金サービス課、教育委員会総務課、教育委員会教育研究所

・外部 4 団体

北多機関型地域包括支援センター、南多機関型地域包括支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会

ウ 会議及び研修（令和 7 年度）

開催日 令和 8 年 1 月 9 日

参加所属等 24 所属・団体

内容 ・多重債務者対応マニュアル（消費者センター庁内連携マニュアル抜粋）の概要説明

・講演：「多重債務問題の解決に向けた対応について」

講師 もりなが協同法律事務所 弁護士 森永正之

III 計量行政

1 業務概要

(1) 特定計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、取引や証明行為に使用される「はかり（質量計）」について、計量法第19条第1項の規定に基づき定期検査を実施している。

製造時に検定に合格した正確な「はかり」でも、使用しているうちに精度が低くなり誤差が生じる場合がある。そのため、商店や病院などで取引や証明行為に「はかり」を使用している者は、計量法により2年に一度定期的に検査を受けることが義務付けられている。

本市では、市内を二つの地区に区分（東南地区、西北地区）し、偶数年度に東南地区（奇数年度に実施する三和、野母崎、香焼、伊王島、高島地区を除く。＊）を、奇数年度に西北地区を対象として検査を実施している。また、検査事務の効率化を図るために、検査方式を所在場所検査と集合場所検査に分けて実施している。

＊令和8年度から、三和、野母崎、香焼、伊王島、高島地区の検査年度を偶数年度に変更。

ア 事前調査

定期検査の脱検防止を図るため、毎年度末に次年度検査対象地区における新規の検査対象事業者の把握や移転した事業者の調査などを行っている。

イ 公示

定期検査の1ヵ月前までに、検査日・時間・場所について市役所掲示板を通じて告示するとともに、検査対象事業者に対しても事前に検査の通知を行っている。

ウ 集合場所検査

地区ごとに検査場所を定め、その区域の検査対象事業者がそこに「はかり」を持ち込んで受検する方法。検査場所は、主に市の施設、公民館などを借用している。

エ 所在場所検査

次に該当する者で、受検者からの申請があった場合、「はかり」の所在する場所で検査を実施している。

- ① 「はかり」が大きく重いために、運搬が著しく困難なとき
- ② 「はかり」の構造上、運搬をすることにより、破損又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき
- ③ 土地や建物などに「はかり」が取り付けられており、取り外しが困難であるとき
- ④ 検査対象の「はかり」を多数所有しているとき

オ 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）

本市が実施する検査に代わり、本市に届出をしている計量士が実施する検査である。定期検査は本市が実施する検査を受検しなければならないが、定期検査実施前に計量士による検査を受検することができる。この検査に合格し、事前にその旨を本市に届け出た場合、本市の検査は免除される。

主に多数の「はかり」を所有するスーパーマーケットや、「はかり」を常時使用しており持ち出しが困難な事業者など、また大型の「はかり」を設置している工場などにおいてこの制度が活用されている。なお、1 tを超える大型はかりの検査については、本市の設備では実施が不可能であるため、全て代検査で対応している。

本市では、検査戸数全体の約4割が代検査である。

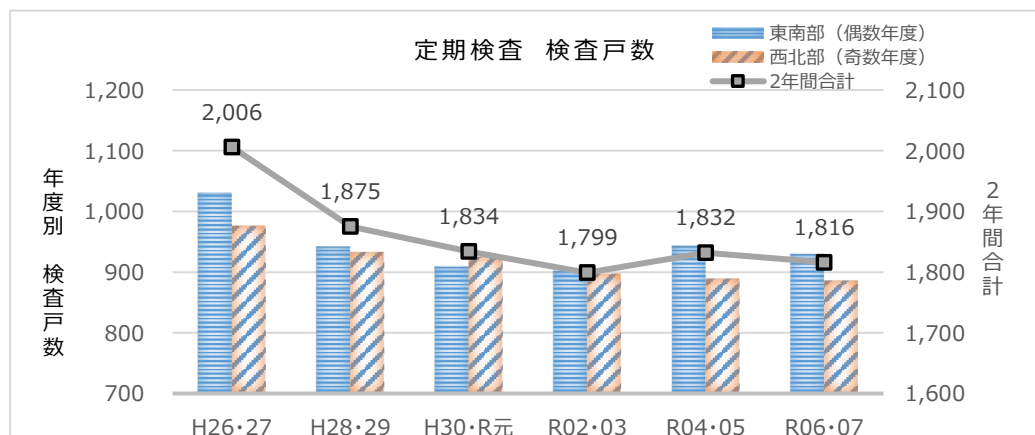
カ 定期検査実績（平成 26 年度～令和 7 年度：代検査を含む全体）

(ア) 定期検査 検査戸数

(単位：戸)

地区 \ 年度	H26・27	H28・29	H30・R元	R02・03	R04・05	R06・07
東南部*（偶数年度）	1,030	942	909	902	943	930
西北部（奇数年度）	976	933	925	897	889	886
合 計	2,006	1,875	1,834	1,799	1,832	1,816

* 奇数年度で実施の三和、野母崎、香焼、伊王島、高島地区を除く

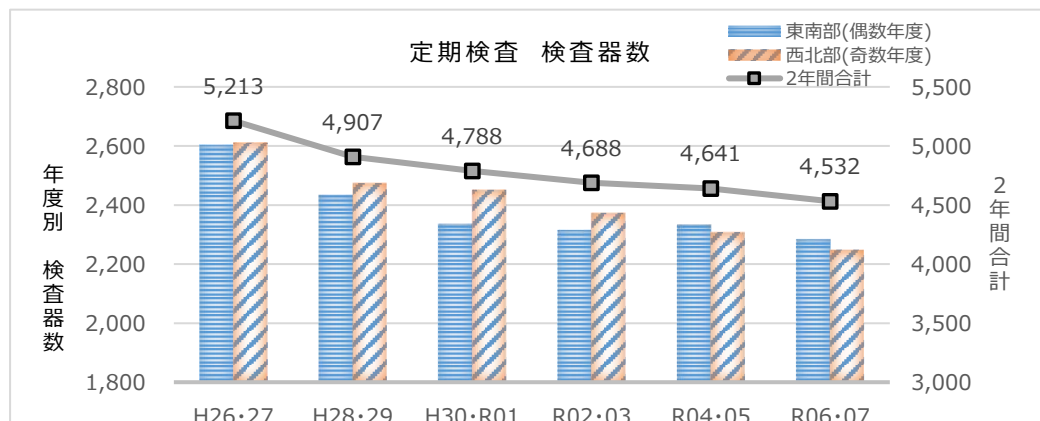


(イ) 定期検査 検査器数

(単位：器)

地区 \ 年度	H26・27	H28・29	H30・R元	R02・03	R04・05	R06・07
東南部*（偶数年度）	2,602	2,433	2,336	2,315	2,333	2,283
西北部（奇数年度）	2,611	2,474	2,452	2,373	2,308	2,249
合 計	5,213	4,907	4,788	4,688	4,641	4,532

* 奇数年度で実施の三和、野母崎、香焼、伊王島、高島地区を除く



検査戸数、検査器数とも、減少傾向で推移している。これは、小売店などの廃業による減少数が新規事業者数を上回っていることが要因である。

「はかり」を使用する個人商店の減少は今後も続くものと思われ、新規事業者の大幅な増加がない限り、このような傾向は継続していくのではないかとと思われる。

※令和 4 年度の検査戸数、器数が若干増えているのは、コーヒー豆販売店を新たに検査対象として事前調査したことなどで新規事業者が増加したことによるもの。

キ 令和7年度 定期検査実績

(7) 検査別 内訳

検 査 別	検査日数	検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率	検査手数料
市 検 査	54 日	617 戸	1,406 器	20 器	1.4%	1,584,030 円
所在場所検査	24 日	114 戸	640 器	9 器	1.4%	865,470 円
集合場所検査	30 日	503 戸	766 器	11 器	1.4%	718,560 円
代 検 査	86 日	269 戸	843 器	13 器	1.5%	—
合 計	140 日	886 戸	2,249 器	33 器	1.5%	1,584,030 円

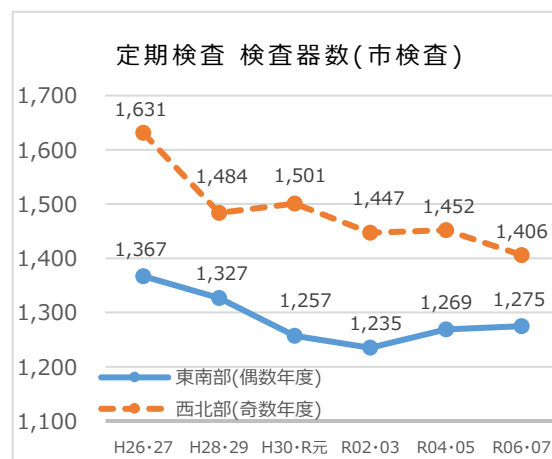
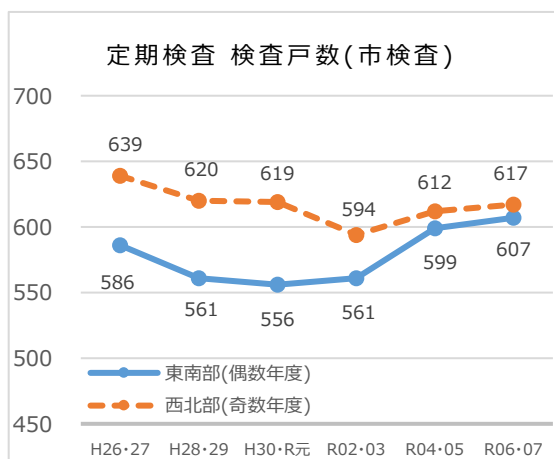
(1) 検査器種別 内訳

(単位：器)

種 類 及 び 能 力		市 検 査		代 検 査		合 計	
		検査器数	不合格器数	検査器数	不合格器数	検査器数	不合格器数
電気式はかり	100 kg以下	448	6	595	9	1,043	15
	250 kg以下	398	8	102	4	500	12
	500 kg以下	8	0	7	0	15	0
	500 kg超	0	0	10	0	10	0
天 び ん		0	0	0	0	0	0
等 比 皿 手 動 は か り		3	0	2	0	5	0
不 等 比 皿 手 動 は か り		5	0	3	0	8	0
棒 は か り		3	0	0	0	3	0
台手動はかり	100 kg以下	5	0	1	0	6	0
	250 kg以下	3	0	0	0	3	0
	500 kg以下	1	0	2	0	3	0
	1 t 以下	0	0	0	0	0	0
	2 t 以下	0	0	1	0	1	0
懸 垂 式 は か り		0	0	0	0	0	0
指 示 皿 は か り		321	3	86	0	407	3
指 示 吊 は か り		0	0	0	0	0	0
指示台はかり	100 kg以下	79	2	14	0	93	2
	250 kg以下	5	0	1	0	6	0
手 動 指 示 併 用 は か り		9	1	0	0	9	1
直 線 は か り		5	0	0	0	5	0
分 銅		37	0	0	0	37	0
定 量 お も り		3	0	0	0	3	0
定 量 増 お も り		73	0	19	0	92	0
合 計		1,406	20	843	13	2,249	33

(ウ) 市検査実績の推移

年度	検査戸数	不合格戸数	不合格戸数率	検査器数	不合格器数	不合格器数率	検査日数	検査地区
07	617戸	16戸	2.6%	1,406器	20器	1.4%	54日	西北部
06	607戸	8戸	1.3%	1,275器	11器	0.9%	43日	東南部
05	612戸	1戸	0.2%	1,452器	1器	0.1%	55日	西北部
04	599戸	2戸	0.3%	1,269器	2器	0.2%	43日	東南部
03	594戸	8戸	1.3%	1,447器	8器	0.6%	53日	西北部
02	561戸	7戸	1.2%	1,235器	7器	0.6%	42日	東南部
元	619戸	7戸	1.1%	1,501器	11器	0.7%	53日	西北部
30	556戸	4戸	0.7%	1,257器	4器	0.3%	42日	東南部
29	620戸	9戸	1.5%	1,484器	13器	0.9%	54日	西北部
28	561戸	4戸	0.7%	1,327器	4器	0.3%	42日	東南部
27	639戸	5戸	0.8%	1,631器	5器	0.3%	58日	西北部
26	586戸	2戸	0.3%	1,367器	2器	0.1%	43日	東南部

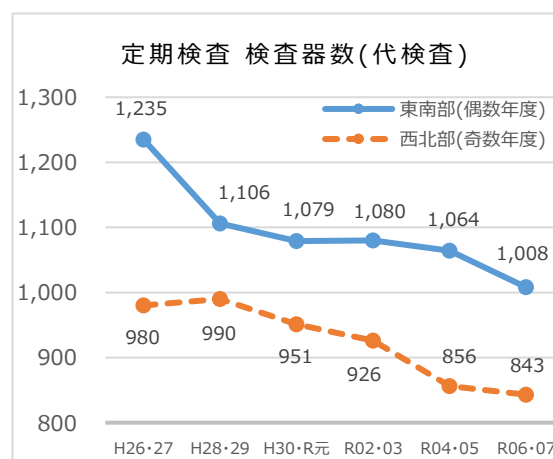
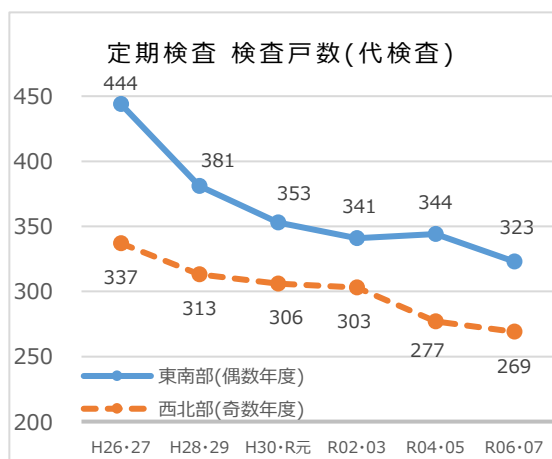


【市検査の状況（補足説明）】

検査戸数	<東南部（偶数年度）> 小売業等の廃業に伴い検査戸数も毎回減少傾向にあったが、令和4年度は新たに事前調査対象業種を増やしたこと（コーヒー豆販売店等）、また、令和6年度は事前調査の手法見直し(令和5年度～)による新規の検査対象事業者が例年より増えたことから増加に転じている。
	<西北部（奇数年度）> 東南部と同様に、毎回減少傾向が続いていた。しかし、令和5年度及び7年度は、事前調査の手法を見直したことにより、新規の検査対象事業者が増えたことが要因となり、前回より増加した。
検査器数	<東南部（偶数年度）> 平成28年度以降、減少し続けていたが、令和4年度及び6年度の新規の検査対象事業者が増えたことにより、検査器数もそれぞれ前回より微増となっている。
	<西北部（奇数年度）> 東南部同様、毎回減少傾向が続いていたものの、令和元年度以降は微増微減を繰り返している。 (増の要因：事前調査手法の見直し 減の要因：分銅等の検査数の減)

(I) 代検査実績の推移

年度	検査戸数	不合格戸数	不合格戸数率	検査器数	不合格器数	不合格器数率	検査日数	検査地区
07	269戸	10戸	3.7%	843器	13器	1.5%	86日	西北部
06	323戸	7戸	2.2%	1,008器	7器	0.7%	102日	東南部
05	277戸	4戸	1.4%	856器	6器	0.7%	89日	西北部
04	344戸	5戸	1.5%	1,064器	6器	0.6%	113日	東南部
03	303戸	1戸	0.3%	926器	1器	0.1%	87日	西北部
02	341戸	9戸	2.6%	1,080器	17器	1.6%	97日	東南部
元	306戸	1戸	0.3%	951器	2器	0.2%	83日	西北部
30	353戸	4戸	1.1%	1,079器	5器	0.5%	109日	東南部
29	313戸	2戸	0.6%	990器	3器	0.3%	81日	西北部
28	381戸	5戸	1.3%	1,106器	8器	0.7%	118日	東南部
27	337戸	2戸	0.6%	980器	6器	0.6%	88日	西北部
26	444戸	3戸	0.7%	1,235器	4器	0.3%	102日	東南部



【代検査の状況（補足説明）】

検査戸数	東南部、西北部とも減少傾向が続いているが、これは市検査同様、小売店舗の廃業によるもの大きいと思われる。（事前調査の手法見直しなどに伴い、新規検査対象事業者は代検査においてもある程度増えているものと思われるが、それ以上に事業者の廃業の数が上回っているようである。）
検査器数	検査戸数の減少に伴い、検査器数も同ような減少傾向にある。

(2) 立入検査

市民生活に関係が深い有効期間（使用期限）のある特定計量器及び商品量目（内容量）について、計量法第 148 条の規定に基づき立入検査を実施することにより消費者の不利益等を未然に防止している。

ア 特定計量器立入検査

適正な計量の実施を図るため、定期的に事業者へ立ち入り、特定計量器の検定有効期間・器差などについて検査を実施している。

(ア) 燃料油メーター（検定有効期間 5 年、7 年）… 外観検査・器差検査

年度	検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率	不合格器数内訳			検査日数
					有効期限	器差	その他	
07	12 戸	141 器 (19 器)	2 器	1.4%	2 器	0 器	0 器	4 日
06	7 戸	98 器 (13 器)	0 器	0.0%	0 器	0 器	0 器	4 日
05	9 戸	137 器 (18 器)	0 器	0.0%	0 器	0 器	0 器	2 日
04	15 戸	135 器 (21 器)	0 器	0.0%	0 器	0 器	0 器	3 日
03	9 戸	98 器 (16 器)	0 器	0.0%	0 器	0 器	0 器	2 日
02	10 戸	121 器 (20 器)	1 器	0.8%	1 器	0 器	0 器	3 日

※「検査器数」の（ ）の数は、器差検査の器数

※「その他」の不合格理由は、検定証印なし（封印なし）など

(イ) 石油ガスメーター（検定有効期間 10 年）… 台帳検査

年度	検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率	主な不合格理由	検査日数
07	—	—	—	—		—
06	—	—	—	—		—
05	—	—	—	—		—
04	7 戸	4,769 器	0 器	0.0%		3 日
03	10 戸	6,257 器	0 器	0.0%		4 日
02	8 戸	14,683 器	1 器	0.0%	有効期限切れ	5 日

(ウ) 水道メーター（検定有効期間 8 年）… 台帳検査

年度	検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率	主な不合格理由	検査日数
07	1 戸	171,816 器	1,522 器	0.9%	有効期限切れ	10 日
06	1 戸	26,216 器	207 器	0.8%	〃	17 日
05	1 戸	1,947 器	224 器	11.5%	〃	3 日
04	1 戸	2,628 器	233 器	8.9%	〃	3 日
03	1 戸	2,373 器	52 器	2.2%	〃	3 日
02	1 戸	2,643 器	74 器	2.8%	〃	5 日

燃料油メーターでは、不合格はほとんどない。特に有効期限に関しては、長崎県計量検定所が各事業者のメーターの状況を把握しており、有効期限が経過する前に確実に検定を実施していることが大きい。

石油ガスメーターについては、検定の有効期間を経過したまま使用されている実態がほとんど見受けられなくなったことから、令和 5 年度から定例的な検査を取りやめ必要に応じて実施することとした。

水道メーターについては、相手方の都合やメーターの設置状況により速やかな交換ができないケースなどがあり、有効期限切れになったものが見受けられる。

なお、令和 6 年度以降の検査器数が大幅に増加しているのは、検査の対象を任意に抽出する方法から、全件検査をする方法に変更したためである。

- ・ 令和 6 年度：直近 1 年間に有効期限を迎えるメーターを対象
- ・ 令和 7 年度：本市上下水道局所有の全てのメーターを対象

イ 商品量目立入検査

商品量目立入検査は、全国一斉商品量目立入検査の時期に合わせて、商品取引の盛んな中元期と年末期に重点的に実施。（市内を4地区に分け、1期1地区を検査。）

内容量（量目）が表記された特定商品を製造・販売している事業者に立ち入り、その商品が正確に計量されているか検査を行っている。

主にスーパーマーケットなどにおいて自店舗でパック詰めをして計量販売されている商品（精肉・鮮魚・青果・惣菜）を対象とし、検査で不適正な計量が認められた場合、事業者に対して必要な措置をとるよう指導している。

なお、このほか計量販売について苦情などがあった場合にも、立入検査を実施して適正計量について指導を行っている。

【令和7年度実績】（前期【中元期】：東部地区15事業者、後期【年末期】：南部地区12事業者）

	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率	検査個数	不適正個数	不適正個数率
精肉	24戸	3戸	12.5%	348個	10個	2.9%
鮮魚	24戸	3戸	12.5%	341個	4個	1.2%
青果	25戸	2戸	8.0%	337個	3個	0.9%
惣菜	24戸	0戸	0.0%	309個	0個	0.0%
合計	97戸 (27戸)	8戸 (7戸)	8.2% (25.9%)	1,335個	17個	1.3%

（ ）の中の数値はその実事業所数を表す。

令和7年度検査の不適正個数率1.3%は、前回同地区の検査（令和5年度）2.7%を下回っており、立入検査による指導により不適正な計量が改善されている。

事業者における適正な計量が維持されるよう、今後も立入検査による指導は必要であると思われる。

ウ 商品量目買上検査

商品量目立入検査と並行して、計量販売されている商品を買上げて検査を行っている。中元期と年始期に、立入検査実施地区と異なる地区の事業者で過去3年間の量目検査で不適正な商品があった事業者を対象としている。

不適正な計量が認められた場合、立入検査を実施して指導を行っている。

【令和7年度実績】（前期【中元期】：北部地区9事業者、後期【年始期】：西部地区8事業者）

	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率	検査個数	不適正個数	不適正個数率
精肉	3戸	0戸	0.0%	9個	0個	0.0%
鮮魚	11戸	1戸	9.1%	36個	1個	2.8%
青果	8戸	3戸	37.5%	24個	5個	20.8%
惣菜	7戸	1戸	14.3%	23個	1個	4.3%
合計	29戸 (17戸)	5戸 (4戸)	17.2% (23.5%)	92個	7個	7.6%

（ ）の中の数値はその実事業所数を表す。

(3) 計量に関する普及・啓発

本市では、市民生活における計量の役割・重要性を周知し、計量意識の向上を図るため、次のような計量に関する普及啓発事業を行っている。

ア 計量強調月間（11 月）における啓発

計量行政に対する理解を広めることを目的として、計量強調月間である 11 月に「はかりの検査の仕事パネル展」を開催している。

【令和 7 年度 実績】

- ・ 実施期間 令和 7 年 11 月 1 日（土）～28 日（金）
- ・ 場 所 三和地域センター 1 階玄関ホール
- ・ 展示内容 パネル展示（はかりの検査、パック商品内容量の検査など 9 枚展示）

イ 夏休み親子計量教室

「計量に対する興味を持ってもらう」ことを目的として、小学生とその保護者に参加してもらい自ら製作した棒はかりで様々なものを計量しながら、計量について楽しく学んでもらおうとするもの。

暮らしの講座「夏休みこども消費者教室」の一つとして平成 29 年度から実施。

【令和 7 年度 実績】（再掲）

- ・ 棒はかりをつくってみよう！

日 時	8 月 16 日（土）	14:00～16:00
会 場	メルカつきまち 5 階ホール（長崎市築町 3-18）	
講 師	長崎市消費者センター（計量班）	
参加者数	こども 10 人、大人 8 人（8 組）	

2 特定計量器定期検査手数料等

長崎市手数料条例

別表第3（第2条関係）

28 計量法（平成4年法律第51号）関係

区 分	単 位	金 額	根 拠 法 令
(1) 計量器定期検査手数料			計量法第19条第1項
ア 非自動はかり			
（ア） 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの			
a ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	1,710円	
b ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	2,020円	
c ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	2,330円	
d ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個	3,030円	
（イ） 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	1個	500円	
（ウ） （ア）又は（イ）に掲げるもの以外のもの			
a ひょう量が100キログラム以下のもの	1個	750円	
b ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	1,260円	
c ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	1,790円	
d ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの	1個	2,260円	
e ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	1個	4,300円	
f ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	1個	6,780円	
g ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	1個	9,730円	
h ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	1個	13,050円	
i ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	1個	16,210円	
j ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	1個	18,140円	
k ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	1個	24,450円	
l ひょう量が50トンを超えるもの	1個	40,930円	
（ロ） 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものである場合は、（ア）から（ウ）までに掲げる区分	1個	*	
イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個	10円	
(2) 適正計量管理事業所指定検査手数料	1件	8,040円	計量法第127条第3項

* （ア）から（ウ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の2倍に相当する金額（注：条例では表の中に記載）

備考

- 「目量」とは、隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。
- 「感量」とは、質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。

3 計量関係事業者数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区 分	種 別		事業者数
適正計量管理事業所	県知事指定	日本郵便株式会社	84
		三菱重工業(株) 長崎工場 (飽の浦町 1 番 1 号)	1
	合 計		85
計量関係事業所	計量器製造事業者		0
	計量器修理事業者	タクシーメーター	2
		質量計第 1・2 類 分銅類	1
		質量計第 1・2 類 分銅類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり	1
		自重計	1
		圧力計第 1・2 類	1
		圧力計第 1・2 類 濃度計第 1・2・3 類	1
		濃度計第 1・2・3 類	3
	計量器販売事業者	質量計	36
	計量証明事業者	質量	6
		振動加速度レベル	1
		濃度	3
		濃度 音圧レベル 振動加速度レベル	1
	合 計		57

4 計量検査設備

(1) 基準器（現在使用中のもの：令和 8 年 3 月 31 日現在）

種 類	能 力	数 量
一級基準分銅	10 kg～1 mg	29 器
二級基準分銅	20 kg～10 mg	188 器
液体メーター用基準タンク	5 L・10 L	3 器

(2) 基準器（有効期間を過ぎているため使用不可のもの）及び検査器具

	種 類	能 力	数 量
長 さ	一級基準巻尺	5m／10 cm	1 器
	二級基準直尺	1m／1 mm	1 組
	金属製直尺	1m／1 mm	1 組
	金属製巻尺	2m～50m	1 器
	ノギス	30 cm／0.05 mm	1 個
	マイクロメーター	25 mm／0.01 mm	1 器
質 量	台手動はかり	100 kg	1 器
	皿手動はかり		1 器
	ばね式指示はかり	各種	12 器
	音叉式はかり	1.5 kg／0.1 g	1 器
	電子天びん		1 器
	電気抵抗線式はかり	2 kg／1～2 g	10 器
	音叉式はかり	2,200 g／0.1 g	1 器
その他	定盤		2 台
	水準器		1 個
	懸垂装置		1 台

IV 市民サービスコーナー

1 業務内容

住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため「市民サービスコーナー」を設置し、土曜日・日曜日・祝日でも住民票の写し、戸籍謄・抄本等の証明書の交付を行っている。

2 交付できる証明書等

住民票などの証明	税の証明
① 住民票の写し	① 市・県民税所得課税証明書
② 住民票記載事項証明書	② 市・県民税課税証明書 (非課税証明書)
③ 戸籍の証明書	③ 固定資産評価証明書
④ 除籍・改製原戸籍の証明書	④ 固定資産公課証明書
⑤ 身元証明書	⑤ 固定資産無資産証明書
⑥ 戸籍附票の写し	⑥ 固定資産名寄帳兼課税台帳
⑦ 戸籍の受理証明書	⑦ 固定資産課税証明書
⑧ 印鑑登録証明書	

※納税・完納証明等一部の
証明書は発行できない。
※印鑑登録、各種の届出及び
税金等の収納業務は行って
いない。

3 各種証明書月別交付件数（令和7年度） 単位：件 ※（ ）は土日祝の受付件数（内数）

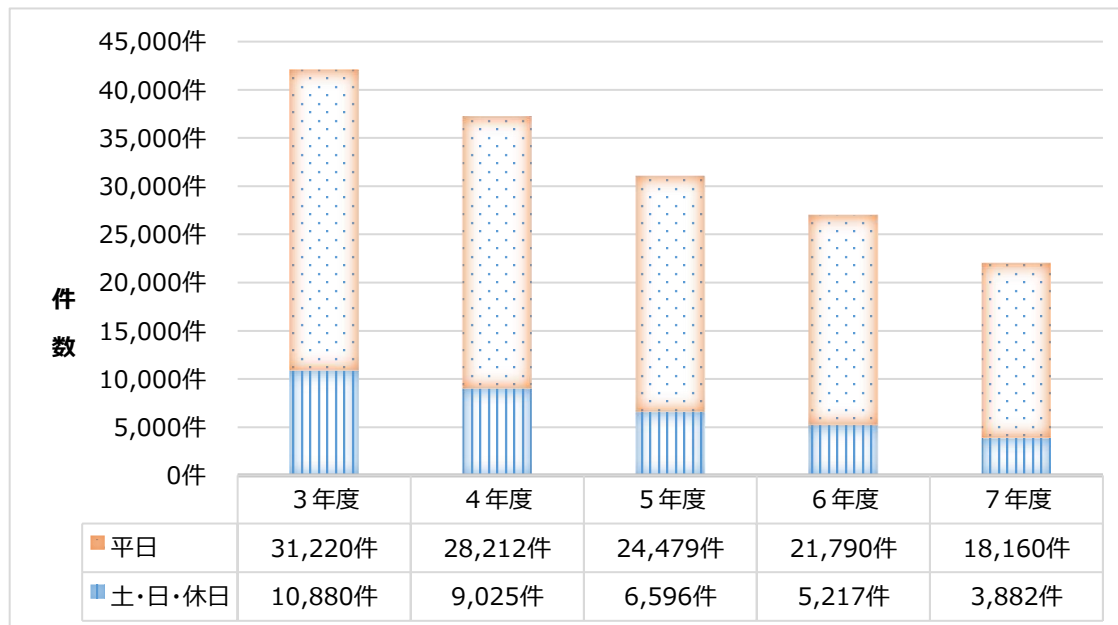
月	住民票	戸籍	除籍	身元証明等	印鑑証明	税の証明	合計	(再掲)無料
4	677 (145)	418 (55)	194 (24)	29 (11)	305 (71)	214 (23)	1,837 (329)	13 (4)
5	576 (119)	431 (50)	300 (20)	28 (10)	293 (74)	132 (35)	1,760 (308)	15 (2)
6	680 (143)	423 (37)	252 (20)	27 (4)	270 (71)	241 (79)	1,893 (354)	30 (1)
7	720 (130)	524 (31)	290 (30)	21 (7)	281 (72)	206 (52)	2,042 (322)	24 (0)
8	502 (126)	388 (41)	239 (16)	23 (5)	245 (69)	157 (37)	1,554 (294)	19 (3)
9	591 (100)	404 (39)	335 (43)	32 (4)	259 (51)	192 (63)	1,813 (300)	32 (2)
10	679 (123)	490 (39)	420 (17)	20 (6)	245 (61)	567 (52)	2,421 (298)	15 (2)
11	515 (119)	317 (47)	262 (38)	15 (3)	244 (74)	283 (56)	1,636 (337)	38 (6)
12	520 (110)	295 (25)	183 (15)	17 (3)	239 (63)	126 (31)	1,380 (247)	40 (0)
1	678 (161)	471 (53)	288 (18)	10 (4)	281 (93)	141 (42)	1,869 (371)	16 (5)
2	648 (147)	405 (58)	257 (19)	20 (2)	235 (66)	126 (42)	1,691 (334)	11 (0)
3	880 (169)	443 (51)	358 (23)	21 (4)	282 (78)	162 (63)	2,146 (388)	11 (0)
合計	7,666 (1,592)	5,009 (526)	3,378 (283)	263 (63)	3,179 (843)	2,547 (575)	22,042 (3,882)	264 (25)

4 概況

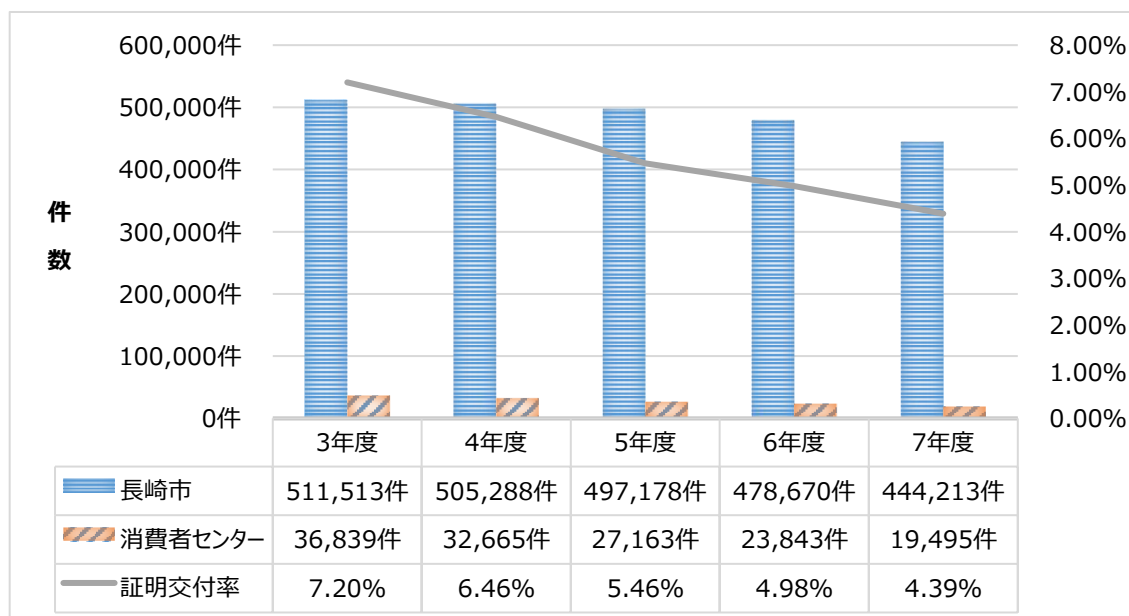
令和 7 年度の証明件数は 22,042 件で、前年度の 27,007 件より 4,965 件減少している。

減少の要因としては、国や地方自治体等でマイナンバー制度における情報連携の運用が進んだことやマイナンバーカードの交付が増加したことによるコンビニ交付件数が増えたことによるものと考えられる。

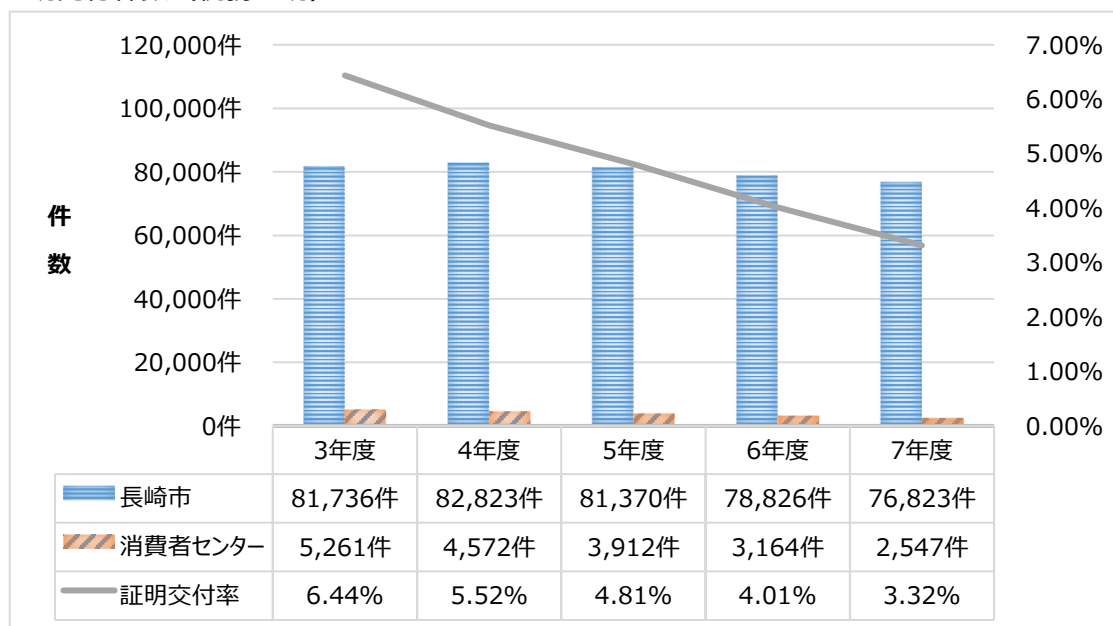
(1) 件数推移（全体）



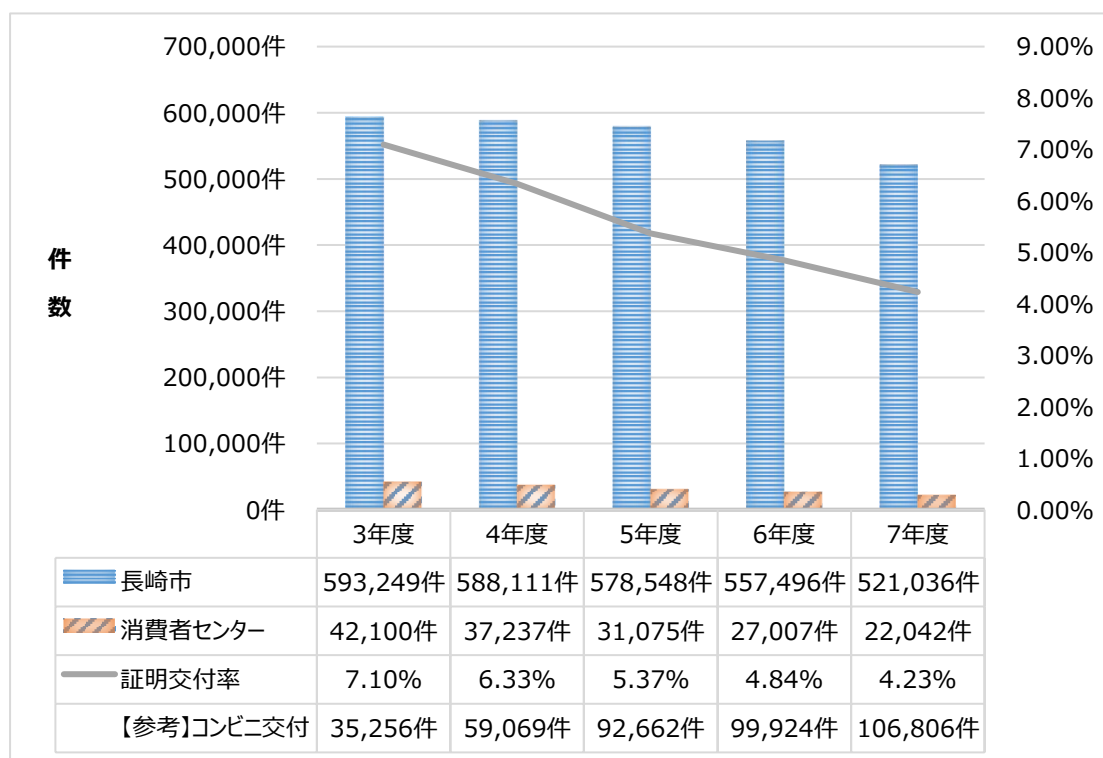
(2) 証明発行件数（戸籍、住民票等）



(3) 証明発行件数（税務証明）



(4) 証明発行件数（合計）



V パスポート窓口

1 業務内容

住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、長崎県からの権限委譲に伴い、長崎市民を対象としたパスポート発給申請受付及び交付の業務を開始し、市民サービスコーナーと一体的に窓口を設置している。（平成 21 年 7 月 1 日業務開始）

(1) 申請

ア 新規申請（新規・有効期限切れ）

イ 切替申請（有効期限内）

ウ 残存有効期間同一旅券申請（氏名変更等で、元の旅券の有効期限までのものを新たに作成）

※早期発給、緊急発給は取り扱わない（長崎県パスポートセンターでの取扱い）

※イについては、令和 5 年 3 月 27 日以降、ア、ウについては、令和 7 年 3 月 24 日以降、電子申請が可能となった。

(2) 交付

上記申請に伴う旅券の交付

(3) 収入印紙の売りさばき

旅券受領者の便宜を図るため、旅券受領の際に必要な収入印紙の売りさばきを行う。

ア 方法

自動販売機による販売（必要な金額を組み合わせたセット販売）

※残存有効期間同一旅券申請は金額が同額である 5 年用（12 歳未満等）で対応している。

イ 売りさばき実績（令和 7 年度） ※国手数料の印紙販売のみ

	手数料	販売数 (セツト)	売上金額
10 年用	14,000 円	2,746	38,444,000 円
5 年用	9,000 円	2,483	22,347,000 円
5 年用 (12 歳未満等)	4,000 円	372	1,488,000 円
合計		5,601	62,279,000 円

2 月別取扱件数（令和7年度）

月	区分		10年	5年		変更	紛失	その他	取下げ	合計	参考 未交付失効
				大人	<12歳						
4月	申請	窓口	234	143	17	9	4	0	3	410	4
		電子	135	60	5	3				203	
	交付		291 (91)	163 (42)	17 (11)	7 (1)		0 (-)		478 (145)	
5月	申請	窓口	247	204	16	14	3	0	7	491	0
		電子	128	82	15	2				227	
	交付		382 (109)	241 (55)	18 (7)	14 (7)		1 (-)		656 (178)	
6月	申請	窓口	227	210	26	5	1	0	3	472	0
		電子	137	70	11	0				218	
	交付		392 (113)	265 (89)	48 (31)	14 (5)		0 (-)		719 (238)	
7月	申請	窓口	305	484	40	6	4	0	14	853	1
		電子	164	208	20	0				392	
	交付		445 (110)	360 (96)	51 (24)	8 (3)		0 (-)		864 (233)	
8月	申請	窓口	234	315	20	13	4	0	12	598	1
		電子	121	139	10	0				270	
	交付		413 (141)	791 (247)	50 (28)	12 (3)		0 (-)		1,266 (419)	
9月	申請	窓口	219	160	18	1	2	0	3	403	0
		電子	131	97	16	6				250	
	交付		350 (103)	312 (100)	30 (11)	16 (6)		0 (-)		708 (220)	
10月	申請	窓口	205	134	20	9	4	0	5	377	2
		電子	107	59	7	1				174	
	交付		352 (81)	243 (76)	37 (14)	8 (2)		0 (-)		640 (173)	
11月	申請	窓口	148	115	20	8	3	0	3	297	3
		電子	79	51	10	3				143	
	交付		330 (115)	190 (79)	33 (18)	8 (3)		0 (-)		561 (215)	
12月	申請	窓口	167	150	24	8	5	0	13	367	2
		電子	117	81	14	1				213	
	交付		295 (67)	210 (51)	37 (11)	12 (6)		0 (-)		554 (135)	
1月	申請	窓口	232	162	18	6	1	0	17	436	3
		電子	169	120	26	2				317	
	交付		297 (72)	240 (77)	40 (24)	12 (4)		0 (-)		589 (177)	
2月	申請	窓口	199	155	20	3	2	0	6	385	4
		電子	98	94	17	2				211	
	交付		359 (104)	264 (71)	42 (27)	6 (3)		0 (-)		671 (205)	
3月	申請	窓口	177	153	23	7	1	0	10	371	2
		電子	141	67	8	5				221	
	交付		342 (64)	256 (75)	44 (18)	9 (4)		0 (-)		651 (161)	
合計	申請	窓口	2,594	2,385	262	89	34	0	96	5,460	22
		電子	1,527	1,128	159	25				2,839	
	交付	小計	4,121	3,513	421	114	34	0	96	8,299	
			4,248 (1,170)	3,535 (1,058)	447 (224)	126 (47)		1 (-)		8,357 (2,499)	

※申請は実申請日で整理(午後3時～午後5時までの申請を当日申請として整理)

※ ()は土・日・祝の交付件数(内数)

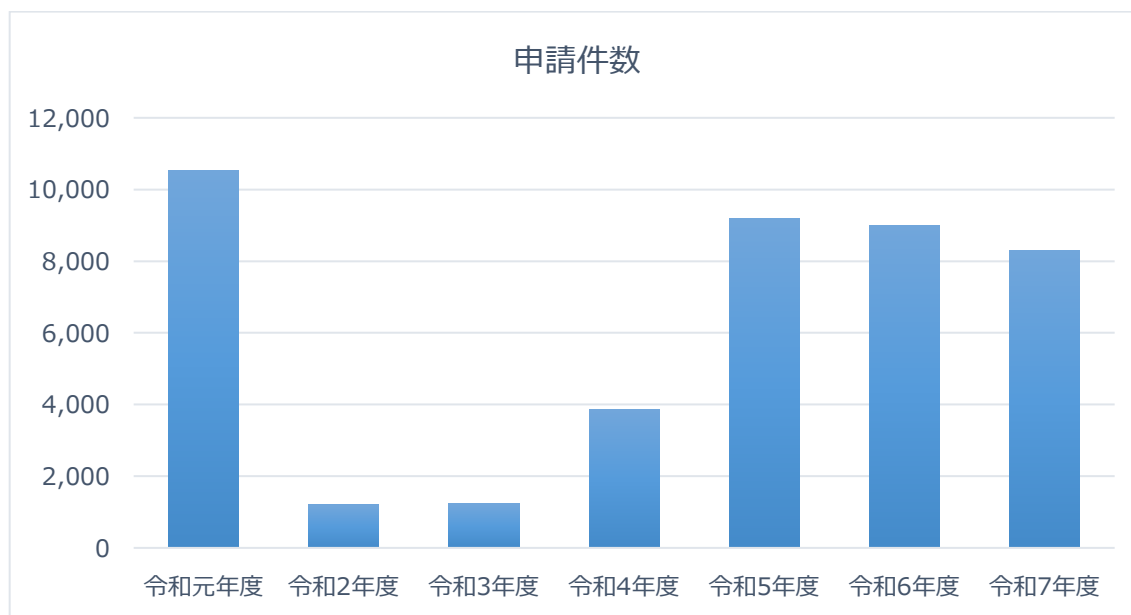
※「未交付失効」は「失効日」で計上(「失効日」=発行日(申請日の数日後)から6ヶ月目の日(休日の場合は翌平日)の翌日)

3 概況

令和元年度まで年間 10,000 件を超える申請があったが、令和 2 年度以降は世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限等により、申請件数が 1,000 件台と落ち込んだ。

令和 5 年 5 月に 5 類感染症に移行したことなどにより、徐々に申請件数が増加回復しており、令和 6 年度においては、ほぼ新型コロナ流行の申請数に戻っている。

令和 7 年度においては、令和 7 年 3 月 24 日からオンライン申請の対象が拡大、切替申請のみでなく、新規申請や訂正新規申請、居所申請が可能となり、令和 6 年度に比べて約 8 倍、大幅にオンライン申請が増えている。



単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
窓口	10,519	1,201	1,225	3,852	8,889	8,634	5,460
電子	0	0	0	4	306	358	2,839
申請件数	10,519	1,201	1,225	3,856	9,195	8,992	8,299

※申請後、取り下げのあった件数を含む。

VI 資料編（根拠法令）

目次

1	長崎市消費生活条例	— 38
2	長崎市消費生活条例施行規則	— 44
3	長崎市消費生活相談員設置要綱	— 47
4	消費生活相談の法的根拠等	— 48
5	消費者関連法の制定・改正の状況	— 53
6	長崎市消費者安全確保地域協議会会則	— 55
7	長崎市計量法施行細則	— 57
8	長崎市市民サービスコーナー管理規程	— 58

1 長崎市消費生活条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図るため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにし、その施策の基本となる事項を定めるとともに、消費者センターの組織等について定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平 28 条例 7・全改)

(基本理念)

第 2 条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活に係る商品又はサービス（以下「商品等」という。）によつて生命、身体が侵害されない等消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 商品等の取引における公正が確保されること。
- (4) 商品等及びこれらの取引方法について必要な情報が提供されること。
- (5) 必要な消費者教育の機会が提供されること。
- (6) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。
- (7) 商品等又はこれらの取引方法により受けた被害から適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、本市の社会的、経済的状況に応じて、消費者政策を推進する責務を有する。

2 市は、前項の消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

3 市は、広く消費者の意見等を把握し、これが実施する消費者政策に反映されるよう努めるものとする。

4 市は、消費者の意見等が事業者の事業活動に反映されるよう、消費者と事業者との対話その他交流の機会の確保に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 4 条 事業者は、第 2 条の基本理念に鑑み、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 市が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に際して知り得た消費者に係る個人情報の適性な取扱いに努めなければならない。

4 事業者団体は、事業者の自主的な取組みを尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平 26 条例 45・一部改正)

(消費者等の役割)

第 5 条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

- 3 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及びその救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。
(国等との相互協力等)
- 第6条 市長は、消費者政策を実施するに当たり、必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体、独立行政法人国民生活センターその他関係団体（以下「国等」という。）に対し、協力を求め、又は適切な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 2 市長は、国等が実施する消費生活に関する施策その他事業の推進について協力を求められた場合に、必要があると認めるときは、これに応ずるものとする。
(安全の確保)
- 第7条 市は、消費者の消費生活における安全を確保するため、安全を害するおそれがある商品等の事業者による供給停止、回収等の促進、安全を害するおそれがある商品等に関する調査並びに情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等を供給してはならない。
(消費者契約の適正化)
- 第8条 市は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報の提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。
- (1) 不実告知・情報提供義務違反型不当勧誘行為 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品等の内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為をいう。
 - (2) 威迫・困惑型不当勧誘行為 消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安定な状態に陥れる等して、契約の締結を 勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為をいう。
 - (3) 不当な取引内容を定める行為 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為をいう。
 - (4) 不当な履行強制行為 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為をいう。
 - (5) 不当な履行延引行為 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為をいう。
 - (6) 不当な終了拒否行為 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に対して、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為をいう。
 - (7) 不当与信行為 商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として、信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その契約を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行をさせる行為をいう。
- 3 市長は、前項に規定する不当な取引行為（以下単に「不当な取引行為」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、第21条に規定する委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、不当な取引行為の変更又は廃止について準用する。
- 5 事業者は、不当な取引行為をしてはならない。
(平28条例7・旧第9条繰上・一部改正)
(計量の適正化)
- 第9条 市は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品等について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が不利益をこうむることがないよう、適正な計量の実施に努めなければならない。
(平28条例7・旧第11条繰上)
(広告その他の表示の適正化)

- 第 10 条 市は、消費者が商品の購入若しくは使用又はサービスの利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、品質等に関する広告その他の表示に関し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又はサービスの利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、品質等に関する適正な広告その他の表示をするよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、消費者の選択等を容易にするため、販売価格又は利用料金及び単位当たりの価格を当該商品又は見やすい場所に表示するよう努めなければならない。
- (平 28 条例 7・旧第 12 条繰上)
- (包装の適正化)
- 第 11 条 市は、商品の包装（容器を用いる場合を含む。以下同じ。）により、消費者が誤認し、又はその負担が著しく増加することがないよう、過大又は過剰な包装の防止等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 事業者は、その供給する商品について、消費者が誤認し、又はその負担が著しく増加することがないよう、過大又は過剰な包装の防止に努めなければならない。
- (平 28 条例 7・旧第 13 条繰上)
- (生活関連商品等の供給の確保及び価格の安定)
- 第 12 条 市は、市民の日常生活との関連性が高い商品等（以下「生活関連商品等」という。）の供給の確保及び価格の安定を図るため、価格の動向、需給状況等の調査、関係団体との連絡調整等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市長は、生活関連商品等の消費者への安定的供給に必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。
 - 3 事業者は、前項の要請に協力するよう努めなければならない。
- (平 28 条例 7・旧第 14 条繰上)
- (消費者団体の自主的な活動の促進)
- 第 13 条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- (平 28 条例 7・旧第 15 条繰上)
- (啓発活動及び教育の推進)
- 第 14 条 市は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。
- (平 28 条例 7・旧第 16 条繰上)
- (情報の収集及び提供)
- 第 15 条 市は、消費者が社会的、経済的状況の変化に対応して自主的かつ合理的に行動することができるようにするため、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報を提供する等必要な施策を講ずるものとする。
- (平 28 条例 7・旧第 17 条繰上)
- (消費者センターの組織等)
- 第 16 条 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項の規定に基づく機関として、長崎市消費者センター（以下「消費者センター」という。）を長崎市築町 3 番 18 号に設置する。
- 2 消費者センターに所長その他必要な職員を置く。
 - 3 消費者センターは、消費者安全法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、消費者センターの運営に関し必要な事項は、市長が定める。
- (平 28 条例 7・追加)
- (専門的な人材の確保等)
- 第 17 条 市は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情又は紛争（以下「苦情等」という。）が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、専門的知識や経験を有する消費生活相談員等の確保、資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (平 28 条例 7・旧第 18 条繰上・一部改正)
- (資料の提出、立入調査等)
- 第 18 条 市長は、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、当該苦情等に係る事業者その他関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により事業者が資料の提出又は説明を行う場合にあっては、当該商品等の安全性、取引行為の正当性その

他の事項につき事業者自らが立証するよう求めることができる。

- 3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第3項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平 28 条例 7・旧第 19 条繰上・一部改正)

(指導、勧告等)

第 19 条 市長は、事業者の供給する商品等が消費者の安全を害すると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の供給停止、回収等被害の発生若しくは拡大を防止するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、事業者の行為が不当な取引行為に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、不当な取引行為を改善するよう指導し、又は勧告することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による指導又は勧告をした場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいてとつた措置又はその結果について報告を求めることができる。
- 4 市長は、事業者の供給する商品等又は不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに当該被害の発生又は拡大を防止するための情報を提供するものとする。

(平 28 条例 7・追加)

(公表)

第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、あらかじめ次条に規定する委員会に諮つた上で、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

- (1) 第 18 条第 1 項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- (2) 第 18 条第 3 項の規定による立入調査又は質問を正当な理由がなく拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による指導又は勧告に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表しようとする事業者に対し、あらかじめ、その理由を通知し、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

(平 26 条例 45・一部改正、平 28 条例 7・旧第 21 条繰上・一部改正)

(消費者苦情処理委員会の設置)

第 21 条 苦情等の処理の適正化を図るとともに、前条第 1 項の規定による公表に関し透明性を確保するため、長崎市消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平 28 条例 7・旧第 22 条繰上)

(委員会の所掌事務)

第 22 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 不当な取引行為の決定に関する事項
- (2) 第 20 条第 1 項の規定による公表の適否に関する事項
- (3) 苦情等の処理のための施策に関する事項

(平 28 条例 7・旧第 23 条繰上・一部改正)

(委員会の組織)

第 23 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 産業関係団体を代表する者
- (4) 消費者関係団体を代表する者

(平 27 条例 40・一部改正、平 28 条例 7・旧第 24 条繰上、平 29 条例 13・令元条例 64・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、4 年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前 2 項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、4年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・一部改正、平28条例7・旧第25条繰上、平29条例13・令元条例64・一部改正)

(委員長)

第25条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平28条例7・旧第26条繰上)

(委員会の会議)

第26条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平28条例7・旧第27条繰上)

(関係人の出席)

第27条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平28条例7・旧第28条繰上)

(委員会の庶務)

第28条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正、平28条例7・旧第29条繰上)

(委員会の運営事項の委任)

第29条 第21条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

(平28条例7・旧第30条繰上・一部改正)

(適用除外)

第30条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については、第7条及び第19条の規定は、適用しない。

2 次に掲げるものについては、第7条、第8条、第10条、第12条及び第18条から第20条までの規定は、適用しない。

(1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品等の価格が法令に基づいて規制されているもの

(平26条例45・一部改正、平28条例7・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例7・旧第32条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第22条から第30条までの規定 平成18年7月1日

(2) 第8条、第10条、第19条第2項及び第3項、第20条並びに第21条の規定

平成18年10月1日

附 則（平成23年7月11日条例第20号）抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月14日条例第45号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条中長崎市手数料条例別表第1の改正規定（同表第194号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分、同表第220号中「手数料」の次に「（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）」を加える部分、同表第222号中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）」に改める部分並びに同表第223号及び第224号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改める部分に限る。）及び第2条の規定（長崎市消費生活条例第31条第1項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日条例第 40 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日条例第 56 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 14 日条例第 7 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた改正前の長崎市消費生活条例第 8 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定に基づく指導又は勧告は、改正後の長崎市消費生活条例第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく指導又は勧告とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日条例第 13 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則（令和元年 9 月 27 日条例第 64 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 長崎市消費生活条例施行規則

平成 18 年 9 月 27 日

規則第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市消費生活条例（平成 18 年長崎市条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当な取引行為)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項各号に掲げる不当な取引行為は、別表のとおりとする。

(平 28 規則 42・一部改正)

(消費生活相談の日時)

第 3 条 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 8 条第 2 項に規定する相談（以下「消費生活相談」という。）を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その休日以後最初の休日でない日）

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 消費生活相談を行う時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、消費生活相談の日時を変更することができる。

(平 28 規則 42・追加、令 8 規則 23・一部改正)

(身分証明書)

第 4 条 条例第 18 条第 4 項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(平 28 規則 42・旧第 3 条繰下・一部改正、令 8 規則 23・一部改正)

(公表)

第 5 条 条例第 20 条第 1 項の規定による公表は、同項に規定する事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

(平 28 規則 42・旧第 4 条繰下・一部改正、令 8 規則 23・旧第 6 条繰上)

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 28 規則 42・旧第 5 条繰下、平 29 規則 12・旧第 8 条繰上、令 8 規則 23・旧第 7 条繰上)

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 42 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市消費生活条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規則第 12 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

附 則（令和 8 年 3 月 5 日規則第 23 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

	種別	行為
1	不実告知・情報提供義務違反型不当勧誘行為	(1) 商品若しくは役務の販売の意図を明示せず、若しくは商品若しくは役務の販売以外のことを主要な目的であるかのように偽り、又は同様な広告等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (2) 商品若しくは役務の販売に際し、事業所の名称、連絡先等を明示せず、又はこれらについて事実と異なる内容を告げ、若しくは他の事業者であると誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (3) 官公署、公的機関又は著名な法人等の職員であると誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (4) 商品若しくは役務の購入、設置又は利用が法令により義務付けられているかのような説明により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (5) 商品若しくは役務に関し、品質、安全性、取引条件その他取引に関する重要な情報を提供せず、又は実際のものより著しく優良若しくは有利である等の事実と異なる情報を提供し、若しくはそのような誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (6) 将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
2	威迫・困惑型不当勧誘行為	(1) 消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乗じて、契約内容について必要な説明をしないまま、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (2) 消費者の意に反し、社会通念上不適当な時間帯に、反復し、又は長時間にわたり執ように、契約の締結を勧誘する行為 (3) 消費者の意に反し、事業所等からの退去を拒み、又は居宅等から退去せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (4) 路上等でのつきまとい又は事業所等への強引な誘引により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (5) 威圧的な言動、脅迫等により消費者に恐怖感又は心理的不安を感じさせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (6) 消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について偽るように唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (7) 消費者の健康、財産等の現状について事実と異なる又は誇張した判断を示し、消費者の心理的不安をあおることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (8) 消費者からの申込み等がないにもかかわらず、一方的に商品を送り付け、代金を請求する行為 (9) 無料若しくは著しい廉価の商品若しくは役務の提供、軽微な親切行為等により、消費者の合理的な判断を妨げ、又は心理的圧力を加えて、契約の締結を拒否する意思表示を困難にさせ、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 (10) 消費者の拒絶の意思表示があつたにもかかわらず又はその意思表示の機会を与えることもなく、電子メールその他の電気通信により一方的に広告等を送信して、契約の締結を勧誘する行為
3	不当な取引内容を定める行為	(1) 中途解約の場合の違約金、遅延金等について、消費者にとつて著しく不利な内容を含む契約を締結させる行為 (2) 申込みの撤回又は契約の無効を主張する消費者の権利を不当に制限する内容を含む契約を締結させる行為 (3) 事業者の担保責任、損害賠償責任等の全部又は一部について不当に免除する内容を含む契約を締結させる行為 (4) 消費者が当面必要としない過大な量の商品又は役務を供給する契約を締結させる行為 (5) 消費者の支払能力を超えることが明らかな契約を締結させる行為 (6) 第三者によつて、クレジットカード、会員証、パスワード等、商品の購入又は役務の提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させる行為 (7) 消費者に対し、名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為 (8) 契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利益な裁判管轄を定める条項を含む契約を締結させる行為
4	不当な履行強制行為	(1) 契約者である消費者、保証人その他消費者の債務を原因とする法律上の支払義務を負う者（以下「消費者等」という。）に対し、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、債務の履行を要求し、又は債務を履行さ

		せる行為 (2) 消費者等の関係人で法律上支払義務のないものに対し債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為 (3) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、債務を履行させるため、預貯金の払戻し、生命保険の解約、金融機関等からの借入れ等を要求する行為 (4) 契約の意思を伴わない消費者の言動の一部をとらえて、一方的に契約の成立を主張して、債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為 (5) 消費者等の意に反して、社会通念上不適当な時間帯に債務の履行を要求し、債務を履行させる行為
5	不当な履行延引行為	(1) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務を完全に履行せず、消費者からの債務の履行の要求を拒否し、又はその履行を引き伸ばす行為 (2) 継続的に商品又は役務を供給する契約において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止する行為
6	不当な終了拒否行為	(1) 消費者から法令に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効にあつたにもかかわらず、これを拒否し、不当な違約金、損害賠償金を要求し、又は威迫するなどして、契約の成立又は存続を強要する行為 (2) 消費者から法令に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効にあつたにもかかわらず、これに伴う返金、原状回復、損害賠償等を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為 (3) 継続的に商品又は役務を提供する契約において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出を拒否し、不当な違約金、損害賠償金を要求し、又は威迫するなどして、契約の存続を強要する行為 (4) 継続的に商品又は役務を提供する契約において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約又は合意解約があつた場合において、これに伴う返金を拒否し、又は遅延させる行為
7	不当与信行為	(1) 立替払、債務の保証その他与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為 (2) 消費者の返済能力を超えることが明らかな与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為 (3) 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者（以下「販売業者等」という。）の行為が本表第1項から前項までに規定する行為に該当することを知りながら又は知り得べき状態にありながら、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為 (4) 与信契約等において、販売業者等の債務の不履行等の正当な根拠に基づき消費者が支払いを拒否できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく消費者又はその関係人に債務の履行を強要し、又は債務を履行させる行為

別記様式（第4条関係） 省略

3 長崎市消費生活相談員設置要綱

(設置)

第1条 本市は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項の消費生活相談等の事務を行うため、長崎市消費者センターに消費生活相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(身分等)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 相談員は、法第10条の3第1項に規定する要件を満たす者の中から任用する。

3 法第10条の3第1項に規定する市長が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (2) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (3) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

(職務)

第3条 相談員は、次に掲げる事務事業に従事する。

- (1) 個別の相談案件において苦情等の処理のあっせん等を行う事務
- (2) 消費生活相談処理上、関係行政機関又は関係事業者等との間で実施する苦情等の改善に資するための協議に係る事務
- (3) 学校等に出向いて行う消費者教育事業
- (4) その他消費者センターの運営において必要な事業

2 前項第1号の苦情等の処理の要領は、独立行政法人国民生活センターの例によるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事務処理における必要な要領は、市長が別に定める。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(関係する要綱の廃止)

2 長崎市消費生活相談処理要領（平成5年6月14日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 消費生活相談の法的根拠等

(1) 消費者基本法

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第19条第1項 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。

※「事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情」(S43 経済企画庁見解)

「具体的事案に応じて問い合わせ、相談、紛争等の様々な形態が考えられ、また、他の住民の生活に影響を及ぼす可能性等公益性の観点から解決が図られる必要性が認められる事案だけでなく、そうした必要性が認められない事案も存在するが、私的な個別紛争と考えられる事案であっても、国及び地方公共団体にとっては、広く苦情の処理に努めるべきことが規定されていると考える。」

(2) 消費者安全法 平成21年6月5日公布(平成21年9月1日施行)

改正 平成26年6月13日(平成28年4月1日施行)

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第8条第2項 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 1 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- 2 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- 3 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 4 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 5 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
- 6 前各号に掲げる事務に附随する事務を行うこと。

(消費生活センターの設置)

第10条第2項 市町村は、必要に応じ、第8条第2項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

- 1 消費生活相談員を第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務に従事させるものであること。
- 2 第8条第2項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 3 その他第8条第2項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

(消費生活センターの組織及び運営等)

第10条の2 都道府県及び前条第2項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

- 1 消費生活センター(前条第1項又は第2項の施設又は機関をいう。次項及び第47条第2項において同じ。)の組織及び運営に関する事項
 - 2 第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
 - 3 その他内閣府令で定める事項
- 2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(消費生活相談員の要件等)

第10条の3 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)の行う消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならない。

- 2 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に対応するため、消費生活相談(第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号の規定に基づき都道府県又は市町村が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあっせんをいう。以下同じ。)に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。

(消費生活相談等の事務に従事する人材の確保等)

第11条 都道府県及び市町村は、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、消費生活相談員その他の第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第 12 条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

国の通達等から抜粋

①「地方公共団体における消費者行政の通達について」

昭和 44 年 5 月経済企画事務次官・事務次官

市町村は住民に最も身近な行政主体であり、したがって住民と多く接触する必要がある事務には、市町村はできるかぎり関与すべきである。

苦情の受付およびあっせん

市町村は、苦情受付の窓口を設け、そこで受付けた苦情のあっせんに努めるものとする。

②「地方公共団体における苦情処理体制の整備について」

昭和 45 年 5 月経済企画庁国民生活局長

苦情のあっせん 窓口の受けつけた苦情については、単に相手方に苦情を取りつぐだけでなく、解決に必要な情報を提供し、当事者の希望があればあっせん案を提示するなど積極的に取り組み、その苦情が最終的に解決されるまで責任をもって見届けることが必要である。この場合においては、……深い専門的知識を有する者を委嘱して処理させることを考慮すべきである。

③「地方消費者行政の推進について」

昭和 49 年 10 月経済企画庁国民生活局長

消費者行政は消費者たる住民に一番身近な市町村において実施することにより真の効果が期待できるものであり、今後は市町村消費者行政の実施体制の確立と内容の充実を図ることが必要である。

④「地方公共団体における消費者行政の推進について」

平成 12 年 7 月経済企画庁国民生活局長要請

国民生活審議会において、「都道府県と市町村における苦情相談・処理業務のあり方について」が別冊のとおりまとめられました。……既に「消費者契約法の実効性確保に関する要請」で、消費生活センターの充実・強化を要請したところであります。

⑤「消費者基本法」に基づく地方公共団体における消費者政策の推進について」

平成 16 年 6 月内閣府国民生活局長通知

「啓発活動及び教育の推進」及び「苦情処理及び紛争解決の促進」に関して地方公共団体が講ずるべき施策の方向性が明確化されたところであります。

⑥「消費者行政推進基本計画」

平成 20 年 6 月 27 日内閣閣議決定

「地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。窓口では、相談受付から助言・あっせん、紛争解決まで、一貫して対応する。」

「地方の消費生活センターを法的に位置付け、都道府県等の消費生活センターは中核センターとして、また、市区町村の消費生活センターは消費者に最も身近な最前線の窓口として、新組織及び国民生活センターと連携しつつ、ともに一元的な消費者相談窓口として機能させる。」

「地域ごとの消費者行政は、自治事務であり、地方自治体自らが消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力が不可欠で

ある。同時に、消費生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置付け、緊急時の対応や広域的な問題への対処等のために全国ネットワークを構築することは、国の要請に基づくものであり、法律にも位置付けを行うことを踏まえ、国は相当の財源確保に努める。」

⑦消費者基本計画（平成27年3月閣議決定）より抜粋

○消費者行政の現場である地域の体制や取組の充実

どこに住んでいても質の高い消費生活相談や被害救済を受けられる体制を全国的に整備し、消費者として豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成することが必要である。

消費者行政部局だけでなく、教育、福祉、医療、保健、防災、警察等の部局・機関や、消費者団体、事業者団体、元氣な高齢者を含むボランティアなど幅広い関係者と連携が図られるよう取組を推進していく必要がある。

○国や地方の消費者行政の体制整備

関係府省庁等においては、消費者被害・トラブルに関する端緒情報の収集・発信など消費者の安全を守るための「危機管理」の業務及び消費者の意見を十分に反映した行政を企画・遂行する「平時対応」の両面を的確に遂行できるよう、消費者担当部署の充実と日常的な連携の強化を図るとともに、消費者行政に関する専門家の育成に努める。

また、消費者に身近に接する市町村等において、住民からの消費生活相談への対応、住民・事業者・関係者等の地域ネットワークによる被害防止等のきめ細かい取組が行われるとともに、都道府県において、市町村への支援や市町村相互間の連絡調整、広域的見地からの相談・情報提供等が行われるよう、地方公共団体の取組を積極的に支援する。

○地方における体制整備

地方消費者行政強化作戦に沿って、計画期間中に、相談体制の空白地域解消、消費生活センター設立促進、消費生活相談員の配置促進、資格保有率の向上、研修参加率の向上を目指して、地方公共団体の取組を支援する。

【参考：衆議院及び参議院の附帯決議 各抜粋】

○訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（衆議院商工委員会 平成12年11月1日）

- 6 （略）また、国と地方自治体との連携体制の一層の強化を図りつつ、地方自治体の消費生活センターについては、消費者窓口としての役割が引き続き重要であることから、その存続維持について適切な配慮を行うとともに、相談員の資質向上及び待遇改善等により、苦情・紛争処理機能の充実強化を図るよう努めること。

○訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（参議院経済産業委員会 平成12年11月9日）

- 5 （略）また、消費生活センターの存続維持について適切な配慮を行うとともに、相談員の待遇改善と資質向上に向けて一層の支援に努め、苦情・紛争処理機能の充実強化を図るよう努めること。

○消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

（衆議院 消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月16日）

- 九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図ること。

十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。

十六 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的

常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること。

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

○ 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（参議院 消費者問題に関する特別委員会 平成 21 年 5 月 28 日）

十五 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十六 消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。

十九 聴取能力及び法律知識のみならず、あせみや行政との連携能力等各地の消費生活センターの相談員にとって必要な能力の水準向上を図るため、教育・研修の機会の拡充等を始め、独立行政法人国民生活センターによる支援を強化すること。

二十 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方公共団体の長及び議会議長が参加するトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

二十一 各地の消費生活センター等が、障害者、高齢者を含めたすべての消費者にとってアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能するよう、その認知度を高め、多様な相談受理体制の整備が行われるよう万全を期すること。

二十二 相談員の執務環境及び待遇に関する種々の問題点を改善するため、相談員制度の在り方について全般的な検討を行うとともに、地方公共団体における消費者行政の一層の充実を図るため、正規職員化を含め雇用の安定を促進するための必要な措置を早急に講ずること。

また、その待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置が着実に活用されるよう地方公共団体に要請するとともに、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善を積極的に支援すること。

二十四 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配慮し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O N E T の整備、相談員の資格の在り方についても十分配慮すること。

二十八 多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うこと。

三十 地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（参議院 消費者問題に関する特別委員会 平成 26 年 6 月 4 日）

五、全国各地において消費者安全確保地域協議会の設立を促進し、また、地域の実情に合わせて同協議会が円滑に運営されるよう地方公共団体に対する財政支援、適切な情報提供、職員の研修機会の提供など必要な支援を行うこと。また、警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。

六、消費者の安全を確保するためには、消費者安全確保地域協議会の取組等に加えて、消費者自らが被害を回避し合理的に行動することができるようその自立を支援することが不可欠であることに鑑み、消費者教育の推進に関する法律で定める基本理念に基づき、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置を促進するなど、地域における消費者教育に関する施策を強力に推進するよう支援すること。

七、消費者安全確保地域協議会の場に提供される個人情報については、効果的な利活用と適切な保護を図ることができるようガイドラ

インの整備等を行うとともに、関係者が秘密保持義務を遵守しつつ、適切かつ円滑に消費者の利益の擁護・増進のための活動を行えるような啓発機会の提供等を行うこと。

八、消費生活相談等に適切かつ迅速に対応する観点から、国民生活センターの業務の透明性・公平性を確保するとともに、地方公共団体において、消費生活センターの設置や相談員の適正な配置等の機能強化が推進され、雇止めの抑止をはじめとする消費生活相談員の待遇改善が促進されるような対策を講ずるなど、内閣府令で定める基準策定や財政的支援などを通じて積極的に支援すること。

九、消費生活相談を通じて得られた情報は、消費者に対する注意喚起等、消費者の安全を確保するための措置を講じるに当たっての基礎となるものであることから、関係機関が相談情報を適正に利活用できる環境を整備するとともに、当該措置を適切かつ迅速に講じることができるよう PIO-NET に係るシステムの向上を図り、相談情報の登録から活用までに要する時間を短縮するよう不断の努力を行うこと。

十、新たな消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費生活相談の全国的な水準確保のため、各地域における試験の機会を確保し、資格保有者の地域偏在の解消を図ること。

十一、消費生活相談、あっせん等の質を確保するためには、消費生活相談員の実務経験に基づく知識及び技術が重要であることに鑑み、新たな消費生活相談員資格試験制度が創設された後も、現行の三資格保有者が引き続き業務を担えるよう、関係者の意見を十分に踏まえた上で円滑な移行措置を講じること。

十二、課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないように配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること

5 消費者関連法の制定・改正の状況（平成 12 年以降）

H12 (2000)年	消費者契約法制定（01 年 4 月施行。契約取消権、不当契約条項）
H13 (2001)年	特定商取引法改正（内職商法被害、業務提供誘引販売取引規制）
H14 (2002)年	電子消費者契約特例法制定（確認画面のないネット契約申込み） プロバイダー責任制限法制定（ネット上の中傷等の被害対策）
H15 (2003)年	特定商取引法改正（迷惑広告メール送信規制） 特定電子メール送信適正化法制定（迷惑メール送信規制） 金融機関本人確認法制定（ヤミ金融など預金口座不正利用防止）
H16 (2004)年	個人情報保護法制定（個人情報漏えい被害防止） 食品安全基本法制定、食品安全委員会設置（BSE 事件等の防止） 貸金業規制法・出資法改正（ヤミ金被害対策）
H17 (2005)年	消費者基本法改正（消費者の権利尊重への施策転換） 公益通報者保護法制定（自主的法令遵守と違法行為の防止） 特定商取引法改正（契約取消権導入） 金融先物取引法改正（外国為替証拠金取引規制） 金融機関本人確認法改正（口座譲渡規制）
H18 (2006)年	預金者保護法制定（偽造カード被害対策） 保険業法改正（無認可共済規制） 携帯電話不正利用防止法制定（架空請求対策）
H19 (2007)年	金融商品取引法改正（投資取引被害の総合的な規制）
H20 (2008)年	消費者契約法改正（消費者団体訴訟制度導入） 消費生活用製品安全法改正（重大製品事故報告義務） 貸金業法・出資法改正（金利引下げ等）
H21 (2009)年	消費生活用製品安全法改正（経年劣化事故対策） 特定商取引法改正（悪質商法対策、過量販売解除権等） 割賦販売法改正（個別クレジット被害対策） 消費者契約法改正（団体訴訟制度の対象拡大） 消費者安全法制定・施行（事故情報の集約・公表、すき間事案対策） 消費者庁発足（消費者行政一元化） 改正特商法・割賦販売法本格施行（指定商品・役務製の廃止など）
H22 (2010)年	改正貸金業法完全施行（借り過ぎ・貸し過ぎ防止のための総量規制の導入）
H24 (2012)年	消費者教育の推進に関する法律制定・施行（消費者教育の総合的かつ一体的な推進） 特定商取引法改正（訪問購入規制）
H25 (2013)年	消費者裁判手続特例法制定（財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を創設）
H26 (2014)年	不当景品類及び不当表示防止法改正（不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度導入） 消費者安全法改正（消費生活相談体制の強化）
H27 (2015)年	電気通信事業法等の改正（電気通信サービス等の利用者等の保護、電気通信事業の公正な競争の促進） 金融商品取引法改正（投資者被害防止のための制度見直し） 電気事業法・ガス事業法・熱供給事業法等の改正（電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の改革）
H28 (2016)年	消費者契約法改正（過量契約の取消し） 特定商取引法改正（電話勧誘での過量販売規制）
H29 (2017)年	民法改正（消滅時効期間の統一化、法定利率を変動させる規定の新設、保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設）
H30 (2018)年	民法改正（成年年齢引下げ） 消費者契約法改正（取り消しうる不当な勧誘行為の追加等、無効となる不当な契約条項の追加等、事業者の努力義務の明示）

R1（2019）年	電気通信事業法改正（携帯電話の通信料と端末代の完全分離、事業者等による勧誘の適正化）
R2（2020）年	割賦販売法改正（書面交付の電子化、クレジットカード番号等の適切管理の義務主体の拡充）
R3（2021）年	特定商取引法改正（契約書面等の電子化対応、クーリング・オフ通知の電磁的方法、通販の「詐欺的な定期購入商法」対策、送り付け商法による商品の即処分可）
R4（2022）年	消費者契約法改正（契約取消権の追加、解約料説明の努力義務、靈感商法に対する取消権） 電気通信事業法改正（情報通信インフラ・通信サービスの確保、公正な競争環境の整備） 消費者裁判手続特例法改正（対象範囲の拡大、和解の早期柔軟化）
R5（2023）年	不当景品類及び不当表示防止法（事業者の自主的な取組の促進、違反行為に対する抑止力の強化）
R6（2024）年	消費生活用製品安全法改正（インターネット取引の拡大への対応、玩具等の子供用の製品の安全確保への対応）

6 長崎市消費者安全確保地域協議会会則

(設置)

第1条 本市の高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「要配慮消費者」という。）の消費者被害の防止を図るため、関係機関・団体等（以下「構成機関」という。）が連携して消費者安全の確保のための取組みを効果的かつ円滑に行うことを目的として、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会として長崎市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表第1に掲げる構成機関により構成する。

(活動内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、又は取組みを行うものとする。

- (1) 要配慮消費者に係る消費者被害を防止するための見守り活動について必要な情報交換に関すること。
- (2) 要配慮消費者に係る消費者被害を回復するためのあせし交渉等について必要な構成機関の相互連携に関すること。
- (3) 要配慮消費者に係る消費者被害を防止するための対策の普及、啓発及び広報活動に関すること。
- (4) その他要配慮消費者に係る消費者被害を防止するために必要な事項に関すること。

(会長及び委員)

第4条 協議会に会長及び委員を置く。

- 2 会長は、長崎市市民生活部消費者センター所長をもって充てる。
- 3 委員は、構成機関に属する者のうち、その長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、消費者被害防止活動等を円滑に推進するため、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、全委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成によって議案を可決する。
- 4 委員が会議に出席できない場合にあっては、当該委員の指名する者が代理出席することができる。
- 5 会長は、第1項の目的達成のため、必要があるときは、別表第2に掲げる長崎市の関係所属を会議に加えることができる。
- 6 会長は、緊急その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難な場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、意見の聴取及び賛否の確認を行い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、長崎市市民生活部消費者センターに置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年1月26日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

構 成 機 関
1 特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットながさき
2 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
3 一般社団法人 長崎市心身障害者団体連合会
4 長崎市多機関型地域包括支援センター
5 長崎市地域包括支援センター連絡協議会
6 長崎市民生委員児童委員協議会
7 長崎市介護支援専門員連絡協議会
8 長崎市訪問介護連絡会
9 社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団
10 長崎県長崎警察署
11 長崎県大浦警察署
12 長崎県浦上警察署
13 長崎県時津警察署
14 長崎県弁護士会消費者問題委員会
15 長崎県弁護士会高齢者等権利擁護委員会
16 長崎県司法書士会
17 一般社団法人 長崎県社会福祉士会
18 長崎市中央総合事務所地域福祉課
19 長崎市東総合事務所地域福祉課
20 長崎市南総合事務所地域福祉課
21 長崎市北総合事務所地域福祉課
22 長崎市中央総合事務所生活福祉 1 課
23 長崎市中央総合事務所生活福祉 2 課
24 長崎市市民健康部地域保健課
25 長崎市市民生活部消費者センター

別表第 2（第 5 条関係）

関 係 所 属
1 長崎市市民生活部自治振興課
2 長崎市福祉部福祉総務課
3 長崎市福祉部地域包括ケアシステム推進室
4 長崎市福祉部高齢者すこやか支援課
5 長崎市福祉部障害福祉課
6 長崎市福祉部介護保険課

7 長崎市計量法施行細則

昭和 51 年 12 月 27 日

規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 12 規則 75・全改)

(計量検査所)

第 2 条 本市は、法第 19 条第 1 項の規定による定期検査等を行う場所として長崎市計量検査所を長崎市魚の町 4 番 1 号に設ける。

(平 12 規則 75・全改、令 4 規則 91・一部改正)

(定期検査の結果の表示)

第 3 条 法第 24 条第 1 項の規定による定期検査に合格した特定計量器に付する定期検査済証印（特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号。以下「省令」という。）第 48 条において定めるものをいう。）は、本市においては合格標識（第 1 号様式）とする。

2 本市が定期検査を行った場合において、当該特定計量器を不合格の処分としたときは、省令第 73 条第 2 項の規定による通知をするほか、当該特定計量器に不合格標識（第 2 号様式）を付する。

(平 12 規則 75・全改)

(任意検査)

第 4 条 市長は、定期検査のほか、計量器について検査の依頼があつた場合において本市が当該計量器の検査に必要な検査器具を有するときは、任意に検査（以下「任意検査」という。）を行うものとする。

(平 5 規則 55・一部改正、平 12 規則 75・旧第 5 条繰上・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平 12 規則 75・旧第 8 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 長崎市計量器出張検査費用納付規則（昭和 29 年長崎市規則第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 5 年 10 月 29 日規則第 55 号）

この規則は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号アの改正規定は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 27 日規則第 54 号）

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 75 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 14 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の長崎市計量法施行細則により付されている合格標識は、当分の間、改正後の長崎市計量法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 12 月 28 日規則第 91 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 28 日規則第 9 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正前の長崎市計量法施行細則及び長崎市移送支援サービス費支給規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係） 第2号様式（第3条関係） 省略

8 長崎市市民サービスコーナー管理規程

平成 10 年 9 月 18 日

訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 市民の利便を図るため、長崎市市民サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）を設置する。

(設置場所等)

第 2 条 サービスコーナーの設置場所、開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

設置場所	開設日	開設時間
長崎市築町 3 番 18 号	1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日以外の日	次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間 (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。） 午前 9 時から午後 5 時まで (2) 火曜日から金曜日まで（休日に当たるときを除く。） 午前 9 時から午後 7 時まで (3) 土曜日、日曜日及び休日 午前 10 時から午後 6 時まで
長崎市千歳町 5 番 1 号	土曜日及び日曜日（1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。）	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
長崎市畝刈町 28 番地 7	次に掲げる日以外の日 (1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その休日以後最初の休日でない日） (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開設日に開設しないこととし、若しくは開設しない日に開設することとし、又は開設時間を変更することができる。

(平 15 訓令 1・全改、平 18 訓令 1・平 21 訓令 15・平 24 訓令 1・令 8 訓令 3・一部改正)

(事務の内容)

第 3 条 サービスコーナーにおいて行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍の証明に関すること。
- (2) 住民基本台帳に係る諸証明に関すること。
- (3) 印鑑登録の証明に関すること。
- (4) 市税に係る諸証明に関すること。
- (5) 身元証明その他の諸証明に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、長崎市築町 3 番 18 号に設置されるサービスコーナーにおいては、旅券に関する事務を行う。

(平 18 訓令 1・平 21 訓令 15・平 29 訓令 13・一部改正)

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 15 訓令 1・旧第 5 条繰上)

附 則

この規程は、平成 10 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 7 日訓令第 1 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 4 日訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 23 日訓令第 15 号）

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日訓令第 1 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日訓令第 13 号）

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 20 日訓令第 3 号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する